

## 令和6年第1回設楽町議会定例会（第1日）会議録

令和6年3月4日午前9時00分、第1回設楽町議会定例会（第1日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- |         |        |        |
|---------|--------|--------|
| 1 村松一徳  | 2 村松純次 | 3 原田純子 |
| 4 原田直幸  | 5 七原 剛 | 6 金田敏行 |
| 7 山口伸彦  | 8 田中邦利 | 9 今泉吉人 |
| 10 加藤弘文 |        |        |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

|         |       |            |        |
|---------|-------|------------|--------|
| 町長      | 土屋 浩  | 副町長        | 久保田美智雄 |
| 教育長     | 大須賀宏明 |            |        |
| 総務課長    | 原田 誠  | 企画ダム対策課長   | 村松 一   |
| 津具総合支所長 | 佐々木智則 | 生活課長       | 村松浩文   |
| 産業課長    | 今泉伸康  | 保健福祉センター所長 | 依田佳久   |
| 建設課長    | 松井良之  | 町民課長       | 小川泰徳   |
| 財政課長    | 関谷 恭  | 教育課長       | 遠山雅浩   |
| 出納室長    | 今泉 宏  |            |        |

4 議会事務局出席職員名

事務局長 加藤直美

5 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 施政方針説明
- 日程第6 教育方針説明
- 日程第7 同意第1号  
設楽町教育委員会教育長の任命について
- 日程第8 報告第2号  
専決処分の報告について
- 日程第9 報告第3号  
専決処分の報告について
- 日程第10 報告第4号  
専決処分の報告について

- 日程第11 議案第1号  
工事請負契約の締結について
- 日程第12 議案第2号  
工事請負契約の変更について
- 日程第13 議案第3号  
設楽町立小中学校統廃合に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第14 議案第4号  
地方自治法の一部改正に伴う簡易水道事業及び下水道事業の関係条例の整備に関する条例について
- 日程第15 議案第5号  
設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第6号  
設楽町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第7号  
設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第8号  
指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第9号  
指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第10号  
指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第11号  
辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第22 議案第12号  
令和5年度設楽町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第23 議案第13号  
令和5年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第14号  
令和5年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第15号  
令和5年度設楽町田口財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第16号  
令和5年度設楽町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第17号  
令和5年度設楽町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第18号  
令和6年度設楽町一般会計予算

- 日程第29 議案第19号  
令和6年度設楽町国民健康保険特別会計予算
- 日程第30 議案第20号  
令和6年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 日程第31 議案第21号  
令和6年度設楽町町営バス特別会計予算
- 日程第32 議案第22号  
令和6年度設楽町つく診療所特別会計予算
- 日程第33 議案第23号  
令和6年度設楽町田口財産区特別会計予算
- 日程第34 議案第24号  
令和6年度設楽町段嶺財産区特別会計予算
- 日程第35 議案第25号  
令和6年度設楽町名倉財産区特別会計予算
- 日程第36 議案第26号  
令和6年度設楽町津具財産区特別会計予算
- 日程第37 議案第27号  
令和6年度設楽町簡易水道事業会計予算
- 日程第38 議案第28号  
令和6年度設楽町下水道事業会計予算

## 会 議 録

開会 午前9時00分

議長 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は、10名です。定足数に達していますので、令和6年第1回設楽町議会定例会1日目を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本定例会の議会運営並びに本日の議事日程を議会運営委員長より報告願います。

6 金田(敏) おはようございます。令和6年第2回議会運営委員会結果の委員長報告を行います。

令和6年第1回定例会第1日の運営について、2月29日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告いたします。

日程第1、日程第2は、従来どおりです。

日程第3「諸般の報告」は、議長より報告があります。

日程第4「行政報告」及び日程第5、町長の「施政方針説明」は、町長より報告と説明があります。

日程第6「教育方針説明」は、教育長より説明があります。

本日提案されている案件は、町長提出32件です。

日程第7、同意第1号から順次1件ごとに上程しますが、日程第8、報告第2号から日程第10、報告第4号までの3議案、日程第18、議案第8号から日程第20、

議案第10号までの3議案、日程第22、議案第12号から日程第27、議案第17号までの6議案、及び日程第28、議案第18号から日程第38、議案第28号までの11議案は、一括上程いたします。

日程第7、同意第1号、日程第11、議案第1号、日程第12、議案第2号、日程第21、議案第11号及び日程第22、議案第12号から日程第27、議案第17号までの6議案につきましては、本日、質疑、討論、採決まで行います。

日程第28、議案第18号から日程第38、議案第28号までの当初予算につきましては、予算特別委員会を設置して審議することといたします。

一般質問は、定例会第2日目の3月15日に行います。

詳細は、お手元に配布の議案等審議一覧を御参照願います。

なお、日程第22、議案第12号から日程第27、議案第17号の補正予算に関しましては、予算の執行期間に特別に配慮し、本日、質疑、討論、採決まで行います。

以上で、委員長報告を終わります。

議長 ただいま議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

---

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題とします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番村松純次君及び3番原田純子君を指名します。よろしくお願いいたします。

---

議長 日程第2「会期の決定について」を、議題とします。

本定例会の会期は、本日3月4日から3月26日までの23日間としたいと思いません。御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

---

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。

議長として、例月出納検査について、報告します。

監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、令和5年12月実施分、令和6年1月、2月実施分の結果報告が出ております。事務局で保管しておりますので、必要な方は閲覧をお願いいたします。

次に、議員派遣について、会議規則129条第1項ただし書きの規定により、7ページのとおり議員派遣の報告をします。

次に、陳情書の取扱いについて、お手元の議事日程にとじ込みで配布してありますとおり、陳情書4件を受理しております。議会運営委員会にお諮りした結果、陳情書の受理番号19、20、21は、議長預かり、受理番号1は文教厚生委員会付託と決定しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

議長 日程第4「行政報告」及び日程第5「施政方針説明」を行います。

町長から、申出がありましたので、これを許します。

町長 おはようございます。3月議会定例会の初日の開会にあたりまして、御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

3月に入りまして、本年度もあとひと月を残すところになりました。寒の戻りということで、今日から1週間またちょっと寒いということでもありますけれども、日に日に春の気配を感じられるようになってきましたので、早く、桜が咲く穏やかな季節が来ることを願っております。

それでは、行政報告をさせていただきます。

まず、能登半島地震に関することについて報告します。先月の全員協議会でも少し触れましたが、能登半島地震につきましては元日に発生したこともあり大きな衝撃を受けました。被災地の1日も早い復旧・復興を願うばかりであります。

町といたしましては、1月早々に町民課の窓口に義援金の窓口を設けました。また、能登半島地域の被災地のうち、総務省からの指示により愛知県は石川県羽咋郡志賀町の支援を行うことになりましたので、東三河8市町村で構成します東三河地域防災協議会、これ豊橋市が事務局であります。その組織からの呼びかけによりまして、見舞金として、先月29日に1市町村50万円を石川県の指定口座を通じ支援をさせていただいております。その他、役場職員互助会からも僅かばかりですが義援金を贈らせていただきました。

被災市町村への職員派遣につきましては、全員協議会での報告と重なりますけれども、愛知県から要請に基づいて、志賀町へ1月第2週以降、県内市町村で順次職員の派遣が行われ、本町は職員を2月4日から18日まで1週間交代で2名を、そしてこの3月も、昨日から1名を派遣しております。業務内容につきましては、家屋の被害の1次認定調査ということで、県内他市町村職員や民間企業職員と一緒に支援にあたっております。今後も派遣要請があれば、都合のつく限り協力してまいりたいと考えております。

次に、北設情報ネットワークの民営化の動向について報告します。このことにつきましては、令和3年度より検討を始め、この3月にプロポーザル方式による業者選定が予定されておりましたが、国庫補助金をはじめとする必要な財源を確保するため、業者選定の実施時期を8月ごろまで延期することとしました。今後も、運営主体である北設広域事務組合から民営化に関する情報提供を適宜行ってまいりますので、御承知のほどよろしくお願いいたします。

最後にイベントの開催について報告します。

来る3月17日、日曜日に、道の駅したらで「森林(もり)フェスイン設楽」を開催します。これは昨年から開催されているもので、町の自然や森林、木材の魅力に触れながらアウトドアを楽しんでもらうものです。イベントでは、木工やシイタケの菌打ちなど森林と親しむ体験、薪割りやたき火の体験、天体観測、東三河のアウトドアスポーツの紹介のほか、木工品の展示販売、清嶺食堂特別メニューの提供など、地域の皆さんもアウトドアを体験できる催しとなっていますので、ぜひ、御来場をお願いしたいと思います。

本日は、人事案件1件、専決処分報告3件、契約1件、変更契約1件、条例5件、指定管理者関係3件、計画変更1件、補正予算6件、一般会計はじめ、令和6年度当初予算11件、合計32件を上程させていただいております。本会議及び委員会での慎重審議のうえ、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げ、定例会初日の行政報告とさせていただきます。

続きまして、施政方針について説明させていただきます。少し長くなりますので、よろしくお願いいたします。

本日、令和6年3月議会定例会の開会にあたり、令和6年度の当初予算案並びに諸議案を上程し、御審議いただくことに先立ちまして、私の所信の一端と予算の大綱を説明申し上げます。

3年目の予算編成となります。新型コロナウイルス感染症が5類に移行されて以降、宿泊・飲食サービスなどを中心に経済状況が改善し、株価水準が過去最高になるなど前向きな動きがみられます。しかしながら、国際的な原材料価格の上昇や円安の影響等による輸入物価の上昇の継続は国民生活を圧迫しており、景気回復に伴う生活実感の改善に至っていない状況が見られます。

こうした中ではありますが、引き続き、公約であります「次世代にしっかり繋いでいけるまちづくり」、「皆さんと一緒に創る未来へのまちづくり」の着実な実現を進めていきたいと考えています。

今後も人口が減少し、人手不足、地域社会の維持が困難になるなどの社会課題が深刻化していく中、デジタル技術を活用し、公的サービスを利便性の高いものに変革し、また、自治体として競争優位を確立していく必要があります。

また、少子化による小中学校の統合の検討や私立保育園の公立化が行われるなど、これまでどおりの事業や施策の実施、施設維持が困難になることも見込まれ、設楽ダム完成後を見据えた行財政基盤の確立のための計画の見直しに取り掛かるとともに、10年後の町の将来を見据えながら、各種事業を展開していくことを基本とし、令和6年度予算を編成しましたので、ただいまからその概要等について申し述べます。

昨年も地区懇談会を開催し、多くの貴重な御意見や御要望をいただきました。その全てに対応することはできませんが、議会、町民の皆様の理解を得て事業を行うことが前提であると考えます。したがって、令和5年度予算をベースとしつつ、全世代の町民の皆さんが、健康で楽しく生活するとともに希望の持てる町としていくため、引き続き道路関係・設楽ダム関連事業を中心としたハード面と、時代の趨勢、地域の実情、住民ニーズをできる限り踏まえたソフト面に重きを置いたものとなりました。こうした事業を実現していくためには、有利な財源の活用と効率的な執行は必要不可欠であり、このことも念頭に置いての予算といたしました。

以上を踏まえて、最初に、国の令和6年度予算の基本方針及び地方財政対策の概要、次に、県の予算編成方針、続いて、町の当初予算編成方針、最後に、当初予算の概要の順に申し上げます。

はじめに、昨年末に閣議決定された国の令和6年度予算の基本方針について申し上げます。

日本経済はコロナ禍の3年間を乗り越え、デフレから脱却できる千載一遇のチャンスを迎えているが、賃金の上昇は物価上昇に追い付いておらず、個人消費に力強さを欠いている状況であり、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を策定し、持続的かつ構造的賃上げの実施や、「子ども未来戦略方針」を示し、若者・子育て世代への支援を拡充し、所得向上に取り組むとしています。

GX・DXなど、成長分野への投資を促し、デジタル技術を活用して、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現を目指し、経済財政運営に当

たっては、経済の再生を最優先課題とし、デフレ対策を速やかに実行し、経済をしっかりと立て直した後に財政健全化に取り組むとしています。

また、予算編成についても、基本方針いわゆる骨太の方針に沿って足元の物価高に対応しつつ、経済財政一体改革を着実に推進し、経済再生の実現に向け、人・成長分野への投資や少子化対策、更には防災・減災、国土強靱化等の国民の安全・安心の確保を始めとした重要な政策課題について必要な予算を講じ、メリハリの効いた予算編成を行い、その政策効果を国民一人一人に速やかに届け、わが国経済を持続的な成長、そして、成長と分配の好循環の実現を目指すとしています。

一方、地方財政対策では、令和5年度の水準を下回らないよう一般財源総額の確保することを基本として、定額減税による減収への対応、こども・子育て政策強化に係る財源の確保、昨年度同様、デジタル化や地域の脱炭素化の推進のほか、自治体施設の光熱費高騰への対応経費が計上されています。——ちょっと待ってくださいね。

次に、愛知県です。県税収入は、好調な企業業績を反映し増収を見込んでいるものの、今後、海外景気の下振れや金融資本市場等の変動等の影響を十分注視し、歳出は、団塊の世代が確実に増加することに加え、子ども・子育て支援の強化により、医療・介護・子育てなどの扶助費の増加などが見込まれることから、多額の基金の取崩しを行うなど、厳しい財政運営が続く状況ではあるが、イノベーションを創出する好循環を生み出す日本のエンジンとして、次なる時代を力強くリードし続けられるよう、新たな成長に向けた取組を積極的に推進しつつ、ウィズ・アフターコロナの成長戦略のほかに、「リニア大交流圏」の形成を始め、13項目を目標として予算を編成をしています。

次に、町の当初予算の編成方針についてであります。

第2次設楽町総合計画に掲げた「まちに活気・まちに愛着・まちに自信」の具体化に向け、各施策を着実に実行していくことを基本としています。

また、設楽ダム完成の延伸に伴い、関連する事業計画等を見直し、普通交付税等の一般財源の確保、町債新規発行額の抑制、GX・DXの推進などを踏まえたうえで、財政のスリム化を意識し、持続可能な社会の実現のための方策の検証に心がけました。

併せて、第2次設楽町総合計画後期計画や各種計画の目標指標達成に向け、事業検証・評価を行いながら各施策を進めてまいります。

今後の小中学校、保育園の在り方については、今年度策定をします、「子ども・子育て支援事業計画」の中で町民の皆様とともに考えてまいりたいと思っております。

最後に、当初予算の概要について申し上げます。

一般会計と8つの特別会計及び簡易水道、下水道の公営企業会計を合わせた当初予算の規模は、前年比0.3%増の90億7,689万円となりました。このうち一般会計は59億4,805万円で、前年比1.8%減、金額にして1億673万円の減となりました。

主な新規事業といたしましては、小水力発電事業の実施設計委託、令和7年度に建設を予定しております学校給食センター——仮称であります、実施設計委託、令和7年度に開催が決定いたしましたAsJYOC（アスジョック）——アジアジュニア・ユースオリエンテーリング選手権の準備経費やDXを推進していくための職員研修委託などを計上しています。

昨年度実施をしました、やすらぎの里の大規模改修、田口小学校の給排水施設更新工事のような大型事業が終わったこと、また、将来を見据え経費の精査に努めた結果、令和5年度を約1億円下回る予算規模となりました。

その他の会計では、下水道企業会計で管渠布設工事が増えたことによりまして、前年比19.5%増、金額にして1億7,679万円の増となりました。

続きまして、主な事業、新規事業などを説明しますが、基本としましては第2次総合計画にある「まちづくりの6つの行動指針」に沿った形で説明してまいります。

最初は、「みんなが主役の全員協働のまちづくり」についてであります。

第2次総合計画の後期計画にもある、「ともに考えまいプロジェクト」を行政と住民、事業者、地域組織等との協働で進めてまいります。このプロジェクトを進めるには、町民との対話が必要不可欠であり、令和6年度も地域懇談会を実施する予定であります。行政も地域へ積極的に出向き、町民をはじめ様々な方と継続的な対話の中で、相互理解が深まるように取り組んでまいりたいと思っております。

そのための具体的な事業として、より身近な方の御意見・御要望をお伺いする全行政区の地区懇談会を昨年度に引き続き開催し、事務事業の改善や見直しを行ってまいります。

移住者確保の取組を継続しますとともに、令和4年度に設置をいたしました特定地域づくり事業協同組合の活動を支援し、地域の課題解決や盛り上げを推進してまいります。

地域おこし協力隊を新たに3名採用し、9人体制といたします。各地域の方々や町内外の方を繋げ、ともに地域を盛り上げ、移住定住につながる活動を支援してまいります。

2番目は、「森と水が生きる環境共生のまちづくり」についてであります。

恵まれた緑と水の自然環境の保全を図るとともに、これらの資源有効活用や魅力づくりにつながる施策を展開してまいります。

具体的には、設楽ダムに係る小水力発電施設につきましては、令和5年度の基本設計の成果を踏まえ、より具体的な実施設計を委託して実施してまいります。

環境衛生対策といたしましては、安定した可燃ごみの搬送を継続するため、北設広域事務組合へ負担金を支出します。また、新城市、北設3町村及び長野県根羽村と新しいゴミ焼却施設の建設に向けたごみ処理の広域化を進めるための基本構想の策定を進めます。

森林整備を促進するため、山林所有者を対象にチェーンソーやヘルメットなどの購入費の助成制度を創設いたします。

3番目は、「地域産業の魅力と活力あふれるにぎわいのまちづくり」についてであります。

農業、林業、水産業や商工業など町の産業を取り巻く環境は、時代の変化、少子高齢化や人口減少により後継者不足に直面し、事業継続が難しい事業者もあり、大変厳しいものとなっております。しかしながら、SNSなど、人と人を繋げる情報サービスの普及や道路網の整備、設楽ダム建設事業の本体工事着手による流入人口の増加を生かして、地域産業の活力と魅力を引き出し、観光施策と連携させ、活性化を進めてまいります。



具体的には、トマト農家に対し、県補助を活用したスマート農業の推進を図ってまいります。また、農業者の販売意識を促進させるため、SNSやインターネットを活用したPR事業——デザイン経費への補助制度を創設いたします。

段戸裏谷原生林——きららの森につきましては、施設ゾーニングの決定や実施設計を進めてまいります。

今年も開催が予定をされております世界ラリー選手権につきましては、昨年の反省を踏まえ、観戦場所の選定、運営方法などを検討し、更なる町のPRとイメージアップを図ってまいります。

「アウトドアのまちしたら」を普及・推進するため、2025年のアジアジュニア・ユースオリエンテーリング選手権大会開催に向けてプレイベントを兼ねたオリエンテーリングフェスタを開催いたします。

4番目は、「安全で快適な暮らしやすいまちづくり」についてです。

将来を見据え、持続可能な暮らしやすい環境を提供していくため、水道や下水道を始めとする生活環境の充実や、道路網を始めとする交通環境の整備を図ります。

また、安全・安心の確保についても、自助、公助、共助の考えを基に地域の方と引続き取り組んでまいります。具体的には、山間地域における救急搬送に必要なヘリポートの夜間照明機器の修繕を行います。

また、引き続き、自主防災組織の活動を支援をしますとともに防災力・減災力強化に必要な資機材購入の助成を行います。

地域の防犯力の向上を促すため、自主防犯団体などが防犯カメラの設置をする場合の経費の一部を助成いたします。

消防力を維持するため、老朽化した消防ポンプ自動車を1台更新します。

水道事業につきましては、適正な施設の維持管理に努めますとともに、田口地区の配水管の耐震化更新工事の更新を進めてまいります。

田口地区公共下水道整備事業につきましては、引続き管渠工事及び舗装復旧工事を進めますとともに、宅内工事の推進を図り加入率の向上に努めます。

農業集落排水事業につきましては、名倉地区で施設改修を進めます。

北設広域事務組合で運営しております情報ネットワーク事業につきましては、安定的なネットワーク環境を確保するため必要な費用を負担します。また、北設情報ネットワークの民営化につきましては、北設3町村で協議を進めてまいります。

町道は、適切な維持・管理に努めるとともに改良工事を始め、橋梁やトンネルの点検・補修を進めていきます。併せて通学路安全対策についても、引き続きグリーンベルトやカーブミラー等の設置を図ります。

林道につきましては、森林整備・林業経営の効率化を図り、車両の安全確保のため、改良3路線、舗装3路線の整備を進めます。

広域農道につきましては、適切な維持管理のほか側溝蓋の設置や舗装の打ち換えを進めます。その他の農道につきましても舗装等の整備を進めます。

町民が安心して住み続けるための良質な住宅の形成と性能維持・向上、省エネルギー化を進めるために住宅リフォームを継続して支援してまいります。

5番目は、「支えあいと助けあいによる安心福祉のまちづくり」についてであります。

子どもから高齢者、障害者、この方々を支える家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、子育て支援、医療・介護、障害福祉及び健康づくり支援等の各種取り組みを充実し、地域住民がお互いに考え、支え合う地域づくりを進めます。

具体的には、本年1月から本格稼働した権利擁護支援センターの体制を整え、申立支援、申立て後の後見人の支援を行います。

若者のがん患者の在宅療養における経済的な負担軽減を図るため補助金を創設いたします。

令和7年度から11年度を期間とする「第3期設楽町子ども・子育て支援計画」を策定し、継続的な子育て支援の充実に繋がります。

保育園では適切な保育の実施を図り、子どもセンター中心に多様な子育て支援サービスを継続します。また、保育園の統合に向けた検討を進めてまいります。

つぐ診療所におきましては、在宅医療の充実と一層患者に寄り添った医療サービスを提供いたします。

介護保険につきまして、第8期東三河広域連合介護保険事業計画に基づいて各種事業を進めてまいります。

高齢者等ふれあいゴミ収集事業の継続、介護予防活動グループへの支援のほか、交流の場所の提供として、認知症カフェを実施いたします。

国民健康保険は、愛知県との共同運営のもと事業を進めてまいります。安定した財政運営のため段階的に適正な保険料率への見直しを行ってまいります。

「健康日本21・設楽町健康づくり計画」及び「設楽町自殺対策計画」の中間検証による見直しに基づき、町民の心と体の健康を支援する環境づくりを進めてまいります。

基本健診やがん検診におきましては、受診しやすい体制整備を維持しますとともに、個人負担費用の無償化、高校生以下の子どもと65歳以上の高齢者のインフルエンザ予防接種の費用の全額補助など、町民の健康寿命の延伸につながる支援をしてまいります。

最後は、「人とまちの未来を育む教育文化のまちづくり」についてであります。

町民全ての方が、町に誇りと愛着を持ち、まちの未来を担う人材として活躍することができるように、学びの環境の構築や機会づくりを進めてまいります。

具体的には、令和6年4月1日より1中4小体制がスタートし、安心・安全な登下校環境を確保するため、新たなスクールバス路線を増やします。

安定的で安心・安全な給食を提供するため調理場施設の集約を目的に、令和7年度に建設を予定しております学校給食センター——仮称であります。実施設計を行います。

奥三河郷土館では、独自の企画展などを開催し、更なる集客に努めますとともに情報発信の場となる取組を継続いたします。

中学3年生を対象とする人材育成研修事業は4年目となります。引き続き、町への愛着を持つとともに将来の町を担う意思を育むことを目的に、生徒の意見も積極的に取り入れた研修を実施します。

教員の多忙化の解消の一環として、教頭事務の一部の負担を軽減するため、支援員2名を配置いたします。

以上、新年度予算の一端を申し上げましたが、「次世代にそして未来につながるまちづくり」の着実な実現を目指して、総合計画にうたわれている「ともに考えまい」をスローガンに、誠心誠意努力していく所存であります。

議員各位を始め、町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。私の施政方針といたします。ありがとうございました。

なお、当初予算の詳細につきましては、担当課長が説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

---

議長 続きまして、日程第6「教育方針説明」を行います。

教育長から申出がありましたので、これを許します。

教育長 令和6年度の設楽町教育行政の方針を申し上げます。

小中学校の学校規模適正化についてです。

令和6年4月に田口小学校と田峯小学校が、設楽中学校と津具中学校が統合いたします。この統合は、既存の学校への統合という考え方ではなく、統合により新たな学校に生まれ変わるという考え方のもとで学校を運営してまいります。

設楽中学校では、新たにスクールバスを増便することにより遠距離通学の生徒全員がスクールバス利用となります。

学校行事部活動遠征、大雨等の荒天予報時などの一斉登下校について臨機応変に対応します。また、スクールカウンセラー2名を設楽中学校へ配置し、町内4小学校へ派遣することとします。各小学校卒業後も設楽中学校でなじみのカウンセラーがフォローできる体制を構築します。

町内4校となる小学校の学校規模適正化については、各学校区の移住定住施策等の成果等や児童数の推移等将来の状況を見極めながら、新たな統合も視野に入れ、継続的に検討を行います。検討にあたっては、教育委員会だけでなく、保護者や児童、地域住民、教職員にも意見を求めてまいります。

地域住民が学校運営に協力する体制を整えるため、コミュニティ・スクールの設置を進めます。子供の成長は、地域の中で多様な人々と関わり、様々な経験を重ねていく中で育まれるものであることから、地域の支えが必要となります。また、地域が学校運営に参加することで、教職員の多忙化解消などの働き方改革の一助となることも期待されます。

小学校間の交流事業の充実を図ります。町内4小学校の児童全員が友達となり、それぞれの学校の良いところを共有し、「設楽町は一つ」という意識の醸成を図ります。校長会や各学校の中で協議しながら、可能な校外活動や行事、授業等により実践することとします。対面での交流だけでなく、タブレット端末を使った学校間の集合学習や交流事業なども進めます。

中学生の海外派遣事業についてです。

令和2年度から見合わせてまいりました中学生海外派遣事業について、新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられたこともありますので、生徒たちが世界に目を向け広い視野を持つ契機となる取組として、令和7年度以降の事業のあり方について検討します。これまで行ってきました双方の地での交流については、中学の生徒数減少などに伴い、設楽町側でのホームステイの受入先の確保が難しくなっていますので、海外への派遣という内容に絞って検討することとします。

令和6年度については、令和5年度と同様に、国内での人材育成研修事業を実施します。

特別な教育支援を必要とする児童生徒には、保護者や町民課、保健福祉センターなどの関係機関との連携により、特別支援学級等により、その子に合った支援を引き続き行ってまいります。

小中学校でのキャリア教育を推進し、特に地元企業での学習機会を設けることで、地場産業に対する理解を深め、地域を愛する心を育みます。

I C Tを積極的に活用した教育を推進します。小中学校の全ての普通学級へ電子黒板を設置し、デジタル教科書を活用しつつ、タブレット端末との連携により、G I G Aスクール構想の下での授業の実践に努めます。

子どもの世界ではいじめ、大人の世界ではハラスメントなどが、なかなか絶えることがない社会となっています。最近では特にS N Sの利用による教員や生徒の不適切な行為等も問題視されています。学校、地域、家庭、行政などの関係機関が連携し、これらの事案を放置することのないよう、日ごろから取り組んでいく体制を整備します。児童生徒や保護者、教職員が悩みごとを相談できる体制も整えてまいります。

教職員の多忙化解消、働き方改革の推進に努めます。全小中学校へ統合型校務支援システムを導入いたします。出欠・成績・健康状態など児童生徒情報を統合したデータベースで管理するとともに、各種帳票作成事務の軽減を図ります。また、保護者との日常的な連絡ツールとして活用します。令和6年度はデータ移行、操作研修等を行い、令和7年4月からの本格稼働を目指します。

開校、閉校時間の見直しに伴う新たな日課を導入し、教職員の1日の適正な勤務管理を推進するとともに、残業状況の把握に努め、特にメンタル面のケアについて、相談窓口などの整備を進めます。

教員業務支援員2名を新たに配置し、P T A事務、地域連携等の、普段は教頭が行っている事務を支援いたします。

中学校の部活動について、教職員の時間外勤務を縮減できるよう、地域移行に向けた取組を進めます。設楽中学校で新たに男女剣道部を創設いたします。平日、休日を問わず津具剣友会の皆さんによる指導体制をとっていただく運びとなりました。また、野球部についても、令和5年度の途中から軟式野球連盟の方による休日の指導が始まっております。軟式テニス部や卓球部についても、休日の指導に関する依頼等をしておりますので、今後、具体化に向けて調整を進めます。

文化芸術団体会員の高齢化が顕著になっています。引続き団体活動への支援、指導者や新規会員の育成に努めるとともに、幅広い年代で参加できる催しの開催を検討いたします。

学校給食のセンター化についてです。

慢性的な調理員不足及び既存の調理施設の老朽化等の課題解消を図り、安定的に、安心・安全でおいしい給食を提供するために、学校給食センターの建設事業を進めます。新たな給食センターは、田口小学校グラウンドの一画に建設することとし、町内の全小中学校と田口高校に隣接する豊橋特別支援学校山嶺教室へ配食いたします。令和6年度に関係者・関係機関から意見を徴収しながら実施設計を行い、令和8年度2学期以降の供用開始を目指します。

奥三河郷土館は、歴史・文化を学ぶ教育施設という位置づけにとどまることなく、道の駅したらの拠点施設として新たな運営方法を視野に入れ、観光や交流事

業との連携を推進いたします。企画展・特別展を随時開催し、広く町内外へ設楽町の情報発信をしてまいります。また、郷土館が保有管理する膨大な資料作品の精査を進めます。必要に応じて町外の文化施設や大学等の研究機関へ譲渡する、また、時代の流れとともに歴史的価値等の薄れたようなものは処分する、といった考え方を文化財保護審議会に提示したうえで整理を進めてまいります。新たな保管施設の建設や、他施設の用途変更はせずに既存の施設での収蔵を基本といたします。

小学校を対象として移動図書館を創設します。

町民図書館が購入する児童書について、各小学校へ先行貸出を行います。昨今のスマホ依存、ゲーム依存等の社会的課題に対して、児童の健全な育成の観点から読書活動を推進していきます。

教育を取り巻く環境は、社会情勢の変化にともない、様々な状況になっていくことが予想されます。どのような状況となっても、教育行政が少しでも滞ることになってはなりません。設楽町の宝である子どもたちの健やかな成長を願い、地域や学校と連携して、また、町当局と協議・調整を重ねながら、着実に教育行政の推進を図ります。

議員各位をはじめ、町民の皆様にも、なお一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、令和6年度の教育方針といたします。

議長 ありがとうございます。施政方針説明並びに教育方針説明については、このあと紙ベースで御確認ください。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、10時ちょうどまで休憩をとりたいと思います。よろしく申し上げます。

休憩 午前9時48分

再開 午前10時00分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7、同意第1号「設楽町教育委員会教育長の任命について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 同意第1号「設楽町教育委員会委員長の任命について」、次の者を設楽町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により議会の同意を求めるものであります。

氏名、大須賀宏明。

任命の理由であります。大須賀氏につきましては、私の町長就任以来、後藤教育長の後任にあたり、今後の教育行政を進めるうえでも、最も適任者であることから任命をいたしました。その後、学校統合や、給食、調理場のセンター化について、真摯にかつ精力的に取り組み、一定の成果を出しております。今後も学校統廃合などの課題解決のため必要な人材と判断をいたしましたので、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となります。よろしく願いいたします。

議長 それでは、大須賀宏明君の退席を求めます。

〔教育長退席〕

議長 同意第1号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。

同意第1号を採決をします。採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。同意第1号は、同意することに決定しました。

大須賀君、入場をしてください。

〔教育長入場〕

議長 ただいま選任されました大須賀宏明君から挨拶をいただきます。お願いします。

教育長 引き続き教育長を務めることに同意をいただきまして、ありがとうございます。今後も小学校の学校規模適正化の問題、調理場のセンター化、それから教員の働き方改革等、いろんな問題が山積みであります。まずは先ほど申し上げました方針に従って、今年1年一生懸命、務めていきたいと思っております。3年間の任期の中では、新しく始まる教育振興基本計画の策定に向けて、今後の設楽町の教育行政の在り方をきちっと方向性を定めたいと思っておりますので、議会の皆さんの御協力のほうよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

---

議長 それでは次に、日程第8、報告第2号「専決処分の報告について」から日程第10、報告第4号「専決処分の報告について」までを一括して議題とします。本件について、趣旨説明を求めます。

副町長 皆さん、おはようございます。本日はよろしくお願ひします。

それでは、報告第2号から報告第4号の3件につきまして一括して説明をさせていただきます。

13ページの報告第2号から、25ページの報告第4号の「専決処分の報告について」に係る3件の報告案件につきましては、いずれも、令和5年4月27日開催の臨時議会において、委託契約の締結に係る議会の議決を得た愛知県への委託事業であります。

今回、3報告案件とも、設楽町長の専決事項の指定第1項に該当する300万円以下の契約金額の変更が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年2月5日及び令和6年2月15日に別紙「専決処分書」のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定に基づき、議会へ報告するものであります。

まず始めに、報告第2号「専決処分の報告について」、令和5年度の名倉地区農業集落排水処理施設の改修に関する業務委託を説明しますので、13ページから17ページを御覧ください。

今回の主な変更理由につきましては、愛知県が発注した名倉地区農業集落排水処理施設改修工事の実績金額が確定したことから、委託契約金額の変更をすることになります。

当初契約金額、1億68万6,000円から、221万3,700円減額となり、9,847万2,300円とするものであります。

詳しい変更理由や変更工事内容につきましては、後ほど生活課長より説明します。

続いて、報告第3号「専決処分の報告について」、令和5年度の津具地区農業集落排水処理施設の改修に関する業務委託、第1回目を説明しますので、19ページから、23ページを御覧ください。

今回の主な変更理由につきましては、名倉地区同様に愛知県が発注した津具地区農業集落排水処理施設改修工事の事業内容の精査により事業費を増額する必要が生じたことから、委託契約金額の変更をするものであります。

当初契約金額、5,190万円から、220万221万3,700円増額とし、5,411万3,700円とするものであります。

最後に、報告第4号「専決処分の報告について」、令和5年度津具地区農業集落排水処理施設の改修に関する業務委託、第2回目を説明しますので、25ページから、29ページを御覧ください。

主な変更理由につきましては、愛知県が発注した津具地区農業集落排水処理施設改修工事の実績金額が確定したことから、委託契約金額を変更するものであります。

変更前の契約金額は、5,411万3,700円から、400円減額となり、5,411万3,300円とするものであります。

3件の専決報告の変更理由及び変更工事内容につきましては、名倉地区、津具地区、2回分を併せて生活課長より説明させていただきます。

生活課長 ただいま副町長より説明のありましたとおりであります。変更について説明させていただきたいと思っております。

ちょっと飛びますが、まず、19ページの報告第3号から説明させていただきます。

報告第3号の主な変更点は、津具処理場の遠方監視装置及び同クラウドソフトウェアの整備につきまして、愛知県が県の受託事業制度により、令和5年度工事の発注にあたり工事費を積算したところ、社会情勢の影響により、機械電気機器の大幅な値上がりが生じており、当初契約金額では不足を生じました。

この津具地区の事業は、令和5年度が事業最終年度となること、また、マンホールポンプの遠方監視装置のクラウド化に合わせて、処理場の処理監視装置もクラウド化しなければ維持管理に支障が生じることから、名倉地区の事業費を流用し、事業を完了させるため、契約金額を221万3,700円増額するものでございます。

次は、13ページを御覧いただきたいと思っております。

今度は報告第2号、元に戻りますが、第2号の名倉地区の事業箇所の見直しは、耐用年数を超えて使用しているものの中でも比較的緊急度の低いものを精査し、変更減しております。変更したものは、中継ポンプ1か所、中継ポンプ制御盤1か所、処理場消毒槽排気ファン1か所を減らし、契約金額を221万3,700円減額するもので、今回減らした箇所は次年度以降の事業で更新を進めていきます。

最後に、25ページからを御覧いただきたいと思っております。

報告書第4号です。報告書第4号は、報告第2号で変更契約した事業費について契約金額の精査を行った結果、不用額が生じたため、契約金額を400円減額するものでございます。

以上でございます。

議長 趣旨説明が終わりました。質疑は1件ごとに行います。

報告第2号「専決処分の報告について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第2号は終わりました。

---

議長 報告第3号「専決処分の報告について」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第3号は終わりました。

---

議長 報告第4号「専決処分の報告について」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第4号は終わりました。

---

議長 日程第11、議案第1号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第1号「工事請負契約の締結について」、令和5年度簡易水道導水管布設工事(R5-1)(週休2日制)を説明しますので、資料31ページからを御覧ください。

議案第1号の工事請負契約の締結に係る議案につきましては、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の5,000万円以上の工事契約に該当し、事後審査型一般競争入札により、令和6年2月13日に落札者と仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、本契約の締結にあたり議会の議決に付するものであります。

入札に係る参考資料を添付してありますので、32ページから34ページを御参照ください。

本議案の令和5年度簡易水道配導水管の布設工事(R5-1)(週休2日制)につきましては、令和6年2月8日、2社による応札の結果、工事請負金額を税込7,865万円として、吉川建設株式会社設楽営業所を落札者に決定しました。

入札の執行状況につきましては、税抜、7,162万円の予定価格に対し、落札価格は税抜、7,150万円で、その落札率は99.83%であります。



本工事は、設楽ダム建設事業に伴い、現在の田口浄水場の水源が水没するため、新たに東納庫地内のタコウズ川より取水する新たな導水管を布設する工事を、付替林道境川線、及び付替県道設楽根羽線の工事等との進捗に合わせて、随時工事を進めています。今回は取水施設工事と導水管の布設工事を施工するものであります。なお、工事の詳細につきましては、生活課長のほうから説明させていただきます。

生活課長 ただいま副町長より説明のありましたとおりでございますが、今回の工事は、設楽ダム建設事業に伴いまして、田口浄水場の水源が水没するため、新たにタコウズ川より取水する新たな導水管布設工事でございます。

工事延長は92.5メートルの工事で、WED二層高密度ポリエチレン管250ファイを47.5メートル、DIP、ダグタイル铸铁管250ファイを31.1メートル使用した導水管布設工事。それから、取水施設改良工事、沈砂池築造工事、舗装復旧工事142平方メートルが主な工事内容でございます。

以上でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

8 田中 1点質問をいたしますが、33ページの開札結果のところの欄で見ますと、第2回目の入札は、第1回目と比較しますと1社が辞退をしているのですが、この経過、推測も含めてどういうことだったのか教えてください。

総務課長 電子入札で行っておりますので、第1回の入札を行った場合、予定価格超過ということで業者に連絡をします。ある程度時間がたった後に第2回の入札を行うのですが、その際にカネハチ建設株式会社さんは、2回目の入札を行わなかったと、辞退しますということで連絡があったものですから、このような形になっております。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

6 金田(敏) 本工事につきまして、週休2日制をうたってるわけですが、働き方改革、最近よく言われるのですが、設楽町、今後の工事に関してもこの週休2日制というのは常に使われるのかどうかちょっとお聞きします。

総務課長 基本的には週休2日制という形をとってまいりますけれども、いろんな工事がありますので、その都度検討していくことになると思いますけれども、基本は週休2日制を導入していくということになっております。

議長 ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第1号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第12、議案第2号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第2号「工事請負契約の変更について」、令和5年度やすらぎの里大規模改修工事を説明いたしますので、35ページからの資料を御覧ください。

本議案は、令和5年6月20日の6月議会最終日において議会議決を得た、やすらぎの里大規模改修工事に係る工事請負契約について、一部工事費の変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号及び設楽町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

先月の議会全員協議会で工事の変更について説明させていただきましたが、この工事につきましては、約30年が経過して施設の老朽化が著しいため、施設全体の大規模改修工事を進めているものであります。工事を進めていく中で、施設内の安全性や快適性を確保するため、いくつかの変更追加工事の必要性が生じました。しかし、能登半島地震の影響等で電線ケーブルをはじめ必要な資材の搬入が難しくなっていることも現状であります。後ほど、令和5年度一般会計補正予算の議案で説明しますが、工期を延長し、予算は繰り越して完成に努めていくものであります。

今回の増額の主な追加工事につきましては、資料の36ページに記載のとおりであります。このことにつきましては、先の議会全員協議会で説明しているのので、説明は省略させていただきます。この変更に伴い、請負金額につきましては、当初の契約金額、税込2億9万円を、590万3,700円増額し、変更後の契約金額を2億599万3,700円とするものであります。

またこの工事は、設楽町内の業者さんであります、株式会社遠山建設さんが請負施工しているものであります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります

議案第2号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第2号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第13、議案第3号「設楽町立小中学校統廃合に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは議案第3号「設楽町立小中学校統廃合に伴う関係条例の整備に関する条例について」を説明しますので、39ページからの資料を御覧ください。

設楽町立小中学校統廃合に伴う関係条例の改正につきましては、地方自治法第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

改正の理由といたしましては、令和6年4月1日に田峯小学校と津具中学校が、それぞれ田口小学校と設楽中学校に編入統合することに伴い、関係する条例の一部を改正するものであります。

関係する条例は、3点あります。

1点目は、設楽町使用料条例の一部改正です。使用施設区分から田峯小学校を削除するものであります。

2点目は、設楽町立学校給食共同調理場条例の一部の改正です。町立学校給食共同調理場から設楽町立学校給食津具共同調理場を削除するものであります。

3点目は、設楽町立津具小中学校給食共同調理場運営委員会条例の廃止です。津具中学校の廃校に伴い条例を廃止するものであります。

なお、この3つの条例の改正詳細につきましては、教育課長のほうから説明をさせていただきます。

教育課長 では説明させていただきます。概要は今副町長の今説明のとおりであります。詳細につきましては42ページの新旧対照表を御覧ください。

表の左側が改正後ということになります。上段は設楽町使用料条例の別表第1であります。田峯小学校が閉校されることに伴い対象から外れるため、下線部が削除となります。

下の段は、設楽町立学校給食共同調理場条例の別表ですが、津具中学校の閉校に伴い共同調理場としての機能がなくなることから削除されるというものであります。2件。

それから、3つ目の津具小中学校給食共同調理場運営委員会条例は、41ページの附則にありますように、共同調理場でなくなることに伴い廃止されるということとなります。

説明は以上です

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第4号の質疑を行います。質疑はありますか。

失礼しました。議案第3号ですね。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで、それでは質疑を終わります。

議案第3号を文教厚生委員会に付託することに御異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第3号を、文教厚生委員会に付託します。

---

議長 日程第14、議案第4号「地方自治法の一部改正に伴う簡易水道事業及び下水道事業の関係条例の整備に関する条例について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第4号「地方自治法の一部改正に伴う簡易水道事業及び下水道事業の関係条例の整備に関する条例について」を説明しますので、資料43ページからを御覧ください。

地方自治法の一部改正に伴う簡易水道事業及び下水道事業の関係条例の整備に関する条例につきましては、地方自治法第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

改正理由といたしましては、令和5年5月8日に公布された地方自治法の一部を改正する法律の施行により、条文が新設され、以降の条項番号が繰り下がったため、所要の改正を行うものであります。

関係する条例は2点であります。

1点目は、設楽町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部の改正です。条例第5条中の地方自治法第243条の2の2第8項を地方自治法第243条の2の8第8項に改めるものであります。

2つ目は、設楽町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正です。簡易水道改正同様の理由により改正を行うものであります。

なお、2件の条例改正の詳細につきましては、生活課長より説明をさせていただきます。

生活課長 それでは43ページを御覧いただきたいと思っております。議案第4号「地方自治法の一部改正に伴う簡易水道事業及び下水道事業の関係条例の整備に関する条例の制定について」。地方自治法の一部改正に伴う、簡易水道事業及び下水道事業の関係条例の整備に関する条例を、地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出するものでありまして、本条例は地方自治法の一部改正に伴い、設楽町簡易水道事業の設置に関する条例及び設楽町下水道事業の設置等に関する条例のそれぞれ第5条の規定を改正するものです。

地方自治法の一部を改正する法律が、令和5年5月8日に公布されまして、改正内容のうち、法第243条の2の2に関するものは、指定公金事務取扱者制度の創設などの内容を追加したことによる条項ずれによるもので、法第243条の2の2、職員の賠償責任を法第243条の2の8に改めたことに伴う、引用する関係条例の一部を改正するものでございます。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第4号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第4号を、文教厚生委員会に付託することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議案第4号を文教厚生委員会に付託します。

---

議長 日程第15、議案第5号「設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第5号「設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、資料の47ページからを御覧ください。

設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部の改正につきましては、地方自治法第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

改正理由といたしましては、令和5年5月8日に公布、令和6年4月1日に施行する地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員、月額報酬職員ですが、これまでの期末手当に加えて勤勉手当が支給されます。これに伴い、設楽町職員の育児休業等に関する条例、第7条第2項で規定する「育児休業をしている職員の期末手当等の支給」において、会計年度任用職員の勤勉手当の支給対象から除いている規定を削るなど、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長のほうから説明をさせていただきます。

総務課長 それでは、内容について説明をいたします。

地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員へ勤勉手当を支給することができるようになりました。この条例の一部改正については、12月議会で上程し、可決されております。これに加えまして、見出しの条例第2条第2項において、会計年度任用職員の勤勉手当の支給対象から除いている、という規定がありますので、まずここを削除します。50ページの新旧対照表、2のほうの、給与条例第21条第1項にというのが勤勉手当のことですので、ここからまず、「会計年度任用職員を除く」という規定を削除します。除いてしまうのですが、実は次条、8条に、育児休業した職員の調整ですが、これは会計年度任用職員は適用ありませんので、現状のままですと、「会計年度任用職員を除く」というふうになっております。会計年度任用職員とは何ぞやという話を改正前だと第7条でしていますので、その説明文を、会計年度任用職員というところの前に加えたという改正になりますので、内容的に中身が大きく変わったものではなくて、第8条については、字句の整理という感じになります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第5号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第5号を総務建設委員会に付託することに御異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第5号を総務建設委員会に付託します。

---

議長 日程第16、議案第6号「設楽町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第6号「設楽町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、資料51ページからを御覧ください。

設楽町消防団員等公務災害補償条例の一部の改正につきましては、「地方自治法」第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

改正理由といたしましては、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたこと、及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で規定する、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額が改正されたため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長のほうから説明させていただきます。

総務課長 概要についてはただいま副町長が述べたとおりです。詳細についてなのですが、議案書のほうの該当する54ページを御覧ください。

要は、今回はこの基礎額、「前項の補償基礎額」ということで、基礎額とは何ぞやということなのですが、一般的に言う日当に該当するところです。この補償基礎額は何に使われるかという、けがや、万が一亡くなった場合、という場合の障害補償、または年金の一時金、障害年金の関係、それから死亡の場合は遺族補償の年金、または一時金というところの算定の基礎となるものです。金額につきましては、国の制度があるのですが、その金額をもとに、30日で割り返した金額を使うということになっておりまして、大元の金額が変わったため、このような金額に改正するものです。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第6号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第6号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第6号を総務建設委員会に付託します。

---

議長 日程第17、議案第7号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第7号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を説明しますので資料の57ページからを御覧ください。

設楽町国民健康保険条例の一部の改正につきましては地方自治法第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

改正理由としましては、全世帯対応型の社会保障制度を構築するための、健康保険法等の一部改正の施行に伴い、令和6年4月1日から退職者医療制度が廃止されます。このことにより、退職被保険者等に関する規定が改正されます。また、「令和6年度税制改正の大綱」において、国民健康保険税の課税限度額の引上げ、及び5割軽減、2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することに伴い、国民健康保険料も同様の措置を講ずるための国民健康保険法施行令の一部改正が行われることから、同様に改正を行うものです。

詳細につきましては、町民課長のほうから説明をさせていただきます。

町民課長 それでは町民課のほうから説明をいたします。今回の改正は、1番目として国民健康保険、課税限度額の引上げ。それから2番目として国保税の5割及び2割軽減世帯の所得判定基準の改定。そして3番目として、退職者医療制度の廃止に伴う条例改正を行います。

この退職者医療制度は、医療費の高い高齢退職者が国保に加入した場合に国保が過度の負担となることから、財政調整の仕組みとして昭和59年度に創設されたものです。平成20年度に制度が廃止されましたが、経過措置として残されてきま

した。しかし、対象者が極端に減少するなど、財政調整効果がなくなったことから今回廃止に至りました。

それでは新旧対照表のほうで説明をいたします。

63ページの第12条にありありますように、改正前にあった文字が改正後になくなっている部分は、全て退職者医療制度廃止に係る改正です。

65ページの第14条では、一般被保険者から被保険者に文字が修正されております。これは、国の負担等に関する読替えで、退職被保険者を除く意味で読替えを行っております。以降も退職者医療制度廃止に伴う改正は全体的に続きますが、73ページの中段の第21条の12では、最後の部分では22万円から24万円に金額が変更されております。これは、後期高齢者支援金等の賦課限度額を引き上げるもので、高所得者の限度の引上げにより中低所得者の負担を減らして、全体的なバランスをとるものです。

75ページの(2)では、国保税の減額世帯の所得判定基準が改正されたことにより、5割軽減判定の額を29万円から29万5,000円とするものです。また、下段では2割軽減判定の額を、53万5,000円から54万5,000円としております。

77, 79, 80ページでは、後期高齢者支援金等賦課額の減額を準用して、22万円から24万円としております。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第7号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第7号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第7号を、文教厚生委員会に付託します。

---

議長 日程第18、議案第8号「指定管理者の指定について」から、日程第20、議案第10号「指定管理者の指定について」までを一括して議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第8号から第10号の3議案について一括して説明をさせていただきます。

議案第8号から第10号までの「指定管理者の指定について」に係る3議案につきましては、いずれも現行の指定期間が令和6年3月31日で満了しますので、それぞれの施設の管理運営を効果的かつ効率的に行えるよう、引続き次期指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項及び設楽町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間は、いずれの施設とも令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3か年であります。

はじめに、議案第8号「指定管理者の指定について」、田峯農村環境改善センターを説明しますので、81ページを御覧ください。

設楽町田峯農村環境改善センターの指定管理者として選定する団体は、同認可法人による指定管理者実績に基づき、引続き、地縁団体田峯区とし、所在地は設楽町田峯字手籠前37番地であります。

次に、議案第9号「指定管理者の指定について」を説明しますので、83ページを御覧ください。

設楽町田口山村トレーニングセンター、及び設楽町津具基幹集落センターの指定管理者として選定する団体は、従来の指定管理者実績に基づき、引続き、公益社団法人設楽町シルバー人材センターとして、所在地は設楽町田口字矢高5番地7であります。

最後に、議案第10号「指定管理者の指定について」を説明しますので、85ページを御覧ください。

下記に記載する、設楽町田口特産物振興センターをはじめ、5施設の指定管理者として選定する団体は、指定管理者制度開始以来の管理実績及び愛知県、豊川市の公の施設の指定管理者であることにより、引続き、一般社団法人設楽町公共施設管理協会とし、所在地は設楽町田口字後口4番地4であります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は1件ごとに行います。

議案第8号「指定管理者の指定について」の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第8号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第8号を、総務建設委員会に付託します。

---

議長 議案第9号「指定管理者の指定について」の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第9号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第9号を、総務建設委員会に付託します。

---

議長 議案第10号「指定管理者の指定について」の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第10号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。



議案第10号を、総務建設委員会に付託します。

---

議長 日程第21、議案第11号「辺地に係る総合整備計画の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第11号「辺地に係る総合整備計画の変更について」を説明しますので、資料の87ページからを御覧ください。

本議案は、先の議会全員協議会で説明させていただきましたが、令和2年3月議会において議決いただき策定しました、令和2年度から6年度までの5か年の辺地に係る総合整備計画の一部を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の準用規定に基づき、同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回の主な変更事項は、駒ヶ原辺地の整備計画の計画数値の変更であります。豊邦辺地につきましては、令和6年度の借入れを予定していないため修正はありません。なお、駒ヶ原辺地の計画の変更においても、計画策定の根拠規定である同法第3条第4項に基づき、あらかじめ愛知県知事と協議し、令和6年2月6日付けで、計画変更に異議なしとの回答を受理しています。

詳細につきましては、財政課長のほうから説明をさせていただきます。

財政課長 それでは、「辺地に係る総合整備計画の変更について」、私のほうから説明をさせていただきます。

89ページを御覧ください。辺地の概要につきましては、先日の議会全員協議会で説明しておりますので、主に変更点について説明をさせていただきます。なお変更点につきましては、赤字となっております。

副町長から説明があったとおり、駒ヶ原の辺地の計画変更であります。89ページの下を表を御覧ください。林道の部分です。林道の部分のうち、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額が、2,170万円から2,490万円に変更することに伴い、議会の議決が必要となりました。なお、道路も合わせて変更となっておりますけれども、3,600万円から3,460万円の減額の変更でありますので、軽微な変更として今回の報告と併せて、国に報告するものであります。

めくっていただきまして、次に、A3横長の表でありますけれども、駒ヶ原辺地の変更の詳細でありますけれども、下側に林道の沖ノ平線舗装事業があります。これは令和6年度に、右側の表を見ていただくと、令和5年度に1,550万円の事業費を見込んでおりまして、それを実施することから全体計画が増えたということで、今回変更としております。

あと一、二、三枚ほど裏につけてありますけれども、県に提出したときの補足、それに伴う各種表の変更でありますので、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第11号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
議案第11号を採決します。採決は、起立によって行います。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。  
議案第11号は、原案のとおり可決されました。  
お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか  
〔「異議なし」の声あり〕

議長 それでは、11時10分までお願いします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時08分

議長 それでは休憩に引き続き、会議に入ります。

日程第22、議案第12号「令和5年度設楽町一般会計補正予算（第6号）」から日程第27、議案第17号「令和5年度設楽町下水道事業会計補正予算（第3号）」までを一括して議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第12号から議案第17号までについて、一括して説明させていただきます。6件の補正について説明をいたしますので、少し時間をいただきますが、よろしく願いいたします。

はじめに、議案第12号、「令和5年度設楽町一般会計補正予算（第6号）」について説明しますので99ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億5,684万2,000円を減額し、予算総額を63億4,812万円とするものであります。

第2条の繰越明許費については、104ページを御覧ください。事業名の欄に記載する19件の事業は、いずれも年度内に事業が完了できないと見込まれるものであり、本議会の議決を経て、令和6年度に繰り越して執行させていただくものであります。

1番目の、個人住民税定額減税事業、409万2,000円は、2つの事業の合計額であります。令和6年度に国の定額減税施策が予定されており、所得税3万円と住民税1万円の減税を行うための準備です。また、今回の3月補正で計上し、執行するものであります。2つの事業についてはつきましては、1つ目は、個人住民税定額減税事業、292万6,000円です。事前準備として、税システムの改修が必要となります。賦課作業時期の都合上、令和6年4月早々に導入、整備している状態の必要があるため繰越して執行するものであります。

2点目は、調整給付対象者抽出事業、116万6,000円です。課税額が減税額に満たない方を対象に、減税しきれなかった分を現金給付する調整給付金事業が予定されており、事前準備として、対象者を抽出するシステムの導入を行う必要があるため繰越して執行するものであります。

2番目の、戸籍情報システム改修事業、554万4,000円は、3つの事業の合計額です。いずれも、戸籍情報システム、戸籍附票システム改修の標準仕様書及び住基ネット改造仕様書等、関連する仕様書について、法務省、総務省からの仕様の確定時期が遅れていることを受けて、請負業者のソフトウェアの整備の進捗にも遅れが生じているため、年度内作業が困難となり繰越しを行うものであります。

ちなみに、3つの事業は、1つは、振り仮名の仮登録に係る戸籍附票システム改修事業。2つ目は、旧氏及び振り仮名の記載に係る戸籍附票システム改修対事業。3つ目は、戸籍情報システム読み仮名対応事業であります。

3番目の、住民基本台帳システム改修事業、293万7,000円は、法務省、総務省からの仕様書等の確定が遅れ、請負業者のソフトウェアの整備の進捗が遅れが生じているため、年度内作業が困難となり、繰越しを行うものであります。

4番目の、住民税均等割のみ課税世帯支援給付事業、1,682万5,000円は、今回の3月補正で計上し、執行するものであります。令和6年3月末に確認書を送付し、支給は、翌年度となるため繰越しを行うものであります。

5番目の、子ども加算給付事業、357万3,000円は、住民税均等割のみ課税世帯支援給付事業同様に、今回の3月補正で計上し、執行するものであります。令和6年3月末に確認書を送付し、支給は、翌年度となるため繰越しを行うものであります。

6番目の、やすらぎの里大規模改修事業、1億3,116万4,000円につきましては、改修工事と工事に伴う工事監理業務委託の2件を併せて繰越しを行うものであります。詳しくは、先の議会全員協議会で説明したところですが、施設内での安全性や快適性を確保するため、変更追加工事をするものであります。しかし、能登半島地震の影響なども含め、資材搬入が円滑に入らない状況のため、年度内作業完了が困難となり、令和6年度に繰り越して実施するものであります。

7番目の、住民税非課税世帯支援給付事業、704万9,000円は、12月補正で政府が検討してきた住民税非課税の低所得者向けに対しても、1世帯当たり7万円給付する支援ですが、まだ一部の方の支払いが完了できていないこと及び、システムの保守作業が支払い完了まで継続されることにより、年度内完了が困難となり、繰越しを行うものであります。

8番目の、簡易水道事業会計繰出金、1,122万円は、一般会計繰出金の繰越しを行うものであります。

9番目の、新型コロナワクチン接種事業、20万2,000円は、ワクチン接種に係る国庫補助金、国庫負担金事業が令和6年3月31日をもって終了するため、県より令和6年4月1日以降に支払いがある場合は、繰越しの事務処理を行うように指示を受け繰越しを行うものであります。

10番目の、下水道事業会計繰出金は、上下水道の各事業会計の繰越しについては、先の議会全員協議会で説明させていただいたところですが、繰越事業の関係で一般会計繰出金の繰越しを行うものであります。

11番目の、プレミアム付商品券事業、3,628万8,000円は、今回の3月補正で計上し、執行するものであります。物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援する経済対策として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した、プレミアム付商品券事業を実施するものであります。なお、年度内執行完了が困難となるため、令和6年度に繰り越して実施します。

12番目の、橋りょう補修事業、1,703万7,000円につきましては、澄川橋始め2橋の橋りょう補修工事と、この工事に当たり、積算及び監督支援業務委託の2件について繰越しを行うものであります。工事については、澄川橋橋台の洗掘防止工の施行について、渇水期の施行が条件となりますが、地元調整、通行規制等に不測の時間を要し、年度内完了が困難となっているため、当工事に関連する、積算及び監督支援業務委託も併せて繰越しを行うものであります。

13番目の、道路維持修繕事業、2,788万円につきましては、町道愛酪稻武線の修繕工事に当たり、同一施行箇所での別工事との施工期間調整、積雪による工事施行不能期間等を踏まえて、年度内完了が困難となるため、令和6年度に繰り越して実施するものであります。

14番目の、道路改良事業、1,856万4,000円は、町道笹平奴田小松線の改良工事に当たり、前工事が流用土の調整等に時間を要し、当工事の発注が遅れたこと、更に、今年度より国の指導により働き方改革を受け、工事執行に当たり、週休2日制としている事を踏まえて、年度内完了が困難となるため、令和6年度に繰り越して実施するものです。

15番目の、道路改良事業、200万2,000円は、町道田峯東区田内線の改良工事に当たり、掘削後、地盤の悪い箇所が分かり、構造物等の修正等、設計変更が生じるなど不測の時間を要したため、年度内完了が困難となり、令和6年度に繰り越して実施するものであります。

16番目の、下水道事業会計繰出金は、簡易水道同様に一般会計繰出金の繰越しを行うものであります。

17番目の、消防車両購入事業、2,585万円は、清嶺分団のポンプ車更新のため発注している事業ですが、国内外の流通の乱れ等により、ベースとなる車両の納品が遅れているため、このことに伴い特殊艀装の作業が遅れ、年度内納品が困難となるため、令和6年度に繰越しを行うものであります。

18番目の、設楽分署修繕事業、495万円は、令和6年2月7日の強風により、新城消防署設楽分署屋上の防水シートの一部が経年劣化が原因で破損し、修繕を施さなければ室内への雨漏りが発生するため、3月補正で修繕費を要求し、議決後速やかに対応しますが、年度内完了は困難のため令和6年度に繰越しを行うものであります。

19番目の、道路災害復旧事業、3,601万4,000円は、町道名倉津具線の路肩が令和5年6月2日の大雨により大きく決壊し、道理復旧を行う工事ですが、災害査定、事業額の確定を受け、10月発注したが資材搬入にも時間を要するなど、年度内完了は困難のため、令和6年度に繰越しを行うものであります。

ただいま、それぞれの繰越明許事業の繰越理由を説明させていただきましたが、様々な要因により、やむなく繰越しを行わなければならない事業ばかりですので、完了は翌年度となりますが、適正に執行して参りますので、どうか御理解いただきたいと思ひます。

第3条の「地方債の補正」につきましては、105ページの第3表を御覧ください。第3表に記載する地方債補正によるもので、最初に、過疎対策事業債につきましては、若者住宅新築補助事業について12月補正で2件の申請があり、過疎債の2次要望を行い、400万円を増額とするものであります。

次に、緊急浚渫推進事業債は、河川浚渫工事において事業費の確定により、借り入れ予定額の補正で、560万円を減額するものであります。

最後に、災害復旧事業債は、起債の目的欄に記載する3件の事業について、令和5年6月2日の大雨による崩土除去等の修繕、重機借上料などについて、起債対象外として特別交付税を見込んでおりましたが、国から起債対象になる指摘を受け、財源更正を行い、借入予定額の補正で、1億1,240万円の増額をするものであります。なお、地方債全体については、1億1,080万円の増額ですが、詳細については、歳入の町債において説明をさせていただきます。

それでは、歳出から説明します。

今回の主な補正予算は、国、内閣府より、デフレ完全脱却のための総合経済対策において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、地域の実情に応じて困難な状況にある方をしっかりと支えるとの観点から、追加の交付金が公布される旨の通知を受理しております。このことに関連する補正の増額、また、決算状況を踏まえたものや事業費の確定に基づく更正減がほとんどですので、個々の詳細な説明は省略し、主だった増額や減額補正を中心に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは最初に124ページ、125ページを御覧ください。

2款総務費、1項1目「一般管理費」、7節、報酬費、及び18節、負担金、補助及び交付金は、事業実施がなかったことにより皆減するものであります。

2目「財産管理費」、11節、役務費、及び12節、委託料は、火災保険料の減額と草刈事業費の確定による減額補正であります。

4目「自治振興費」、18節、負担金、補助及び交付金、274万2,000円の減額は、区長連絡協議会の活動が行われなかったこと、また、地域づくり支援事業の申請が見込みより少なかったことによる減額補正であります。

126、127ページを御覧ください。

5目「企画費」、10節、需用費、403万3,000円の減額から、21節、補償補填賠償費までについては、WRC世界ラリー選手権の事業費確定によりそれぞれ減額補正をするものであります。

6目「移住定住推進費」、7節、報酬費、68万7,000円の減額は、地域創生アドバイザーの活動実績による減額補正であります。

18節、負担金、補助及び交付金、417万1,000円の減額は、地域おこし協力隊員の任期途中での退任等、活動費等の確定による減額であります。

8目「ダム対策費」、7節、報酬費、60万円の減額は、ダム関係講座を別事業により実施したため減額補正するものであります。

128、129ページを御覧ください。

12節、委託料、842万円の減額は、いずれの委託も事業費の確定による補正ですが、ダム湖周辺整備検討業務委託が60万円の増、小水力発電事業基本設計業務委託が902万円の減額を補正するものであります。

9目「地籍調査費」、12節、委託料、456万4,000円の減額は、西納庫地区の調査対象範囲の変更に伴い減額補正するものであります。

10目「情報通信基盤整備費」、18節、負担金、補助及び交付金、118万2,000円の減額は、北設広域事務組合の補正予算に基づく補正ですが、主な補正理由は、工事請負費等の精査等により減額補正するものであります。

2項2目「賦課徴収費」、12節、委託料、352万円の減額は、固定資産税管理システム異動修正等委託については、事業の確定による減額補正です。住民情報システム改修委託については、繰越明許費の1番目で説明したとおり、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の執行に伴い、システム改修及び導入をそれぞれ行う必要があるため、増額補正するものであります。

130ページ、131ページを御覧ください。

3項1目「戸籍住民基本台帳費」、12節、委託料、111万1,000円の増額は、繰越明許費の2番目で説明したとおり、戸籍附票システムの振り仮名登録機能を行うためシステム改修に係る費用を補正するものであります。

3 款民生費、1 項 1 目「社会福祉費」、18 節、負担金、補助及び交付金の 31 万 1,000 円は、設楽町社会福祉協議会の職員の人件費の増額により補正するものであります。

2 目「障害者福祉費」、12 節、116 万 7,000 円の減額は、記載しております 2 つの委託が、それぞれ事業が確定したことにより減額補正するものであります。

21 節、補償、補填及び賠償金、16 万円は、基幹相談支援センター事業委託に係る消費税の取扱いを改めたことにより、対象年度の消費税を支払う補正であります。

3 目「老人福祉費」、18 節、負担金、補助及び交付金、194 万 6,000 円につきましては、設楽町社会福祉協議会へのしたら居宅介護支援事業所運営費補助金と訪問介護サービス運営費補助金は、いずれも人件費の増額や介護報酬の減少を精査し増額補正を行うものであります。

5 目「やすらぎの里費」、14 節、工事請負費、590 万 4,000 円につきましては、先の議会全員協議会で説明したところですが、設計段階では確認が難しかった、施設内での安全性や快適性を確保するための内容について、変更工事追加によって増額補正をするものであります。

7 目「国民健康保険費」、27 節、繰出金、5,400 万円につきましては、先の議会全員協議会で説明したところですが、令和 6 年度には国民健康保険運営基金が枯渇することが見込まれるため、地域福祉基金からの繰入れを行うため補正を行うものであります。

132、133 ページを御覧ください。

9 目「新型コロナウイルス感染症対策費」、11 節、役務費と、12 節、委託料、18 節、負担金補助交付金につきましては、住民税非課税世帯に対して、6 月補正で 7 万円、12 月補正で 3 万円、合計 10 万円の給付のための補正を行ってきたところですが、均等割のみを課税している世帯に対しても、10 万円給付を行うこと、また、前回の非世帯と均等割のみ課税世帯にいる、18 歳以下の子に対して、1 人当たり 5 万円を給付することが決まったため、これと関連する支出項目を補正するものであります。そして、システムの改修は、それぞれに必要となります。また、対象数は、均等割のみ課税世帯が、今の見込みですと 139 世帯、子ども加算対象は 14 人を想定しております。

2 目「保育園費」、18 節、負担金補助交付金、336 万 6,000 円につきましては、田口宝保育園の園児数増加に伴う措置費を増額する補正であります。

134 ページ、135 ページを御覧ください。

4 款衛生費、1 項、2 目「予防費」、12 節、委託料、292 万 4,000 円の減額は、がん検診委託費及び带状疱疹予防接種委託とも、受診者数が見込みより下回ったため精査して減額する補正であります。

14 節、工事請負費、563 万 2,000 円は、したら保健福祉センターに風除室整備工事を予定しておりましたが、財源をコロナ交付金で想定していました。しかし、5 類への移行後、国庫補助金を見込めなくなったこと、改めて施設の長寿命化や災害時の救護所となることなどを総合的に検討し、再度計画的に整備することを検討するため減額補正するものであります。

18 節、負担金、補助及び交付金、132 万 1,000 円の減額は、妊婦健診費及び任意予防接種費助成について、現在までの実績により精査し減額補正するものであります。

3目「つぐ診療所費」、27節、繰出金、90万円の減額につきましては、特別会計補正予算の中で説明をさせていただきます。

5目「斎苑費」、10節、需用費、30万円の減額は、高熱水費のうち電気料が火葬件数の減少と電気使用量及び価格の値下がりにより減額補正するものであります。

6目「簡易水道費」、27節、繰出金、1億1,441万2,000円につきましては、簡易水道事業会計の中で説明します。

136、137ページを御覧ください。

2項、1目「清掃総務費」、17節、備品購入費、20万円の減額は、可燃ゴミ資源回収ボックスの事業の実績により減額補正するものであります。

18節、負担金補助交付金、1,200万円の減額は、北設広域事務組合の衛生事業、し尿処理場費及びごみ処理場費の見込み額確定に伴い減額補正するものであります。

5款農林水産費、1項、1目「農業委員会費」、1節、報酬費、106万5,000円の減額は、農家台帳システムを活用した作業をしていただく会計年度任用職員がなかったことにより減額補正するものであります。

5款農林水産業費、1項、2目「農業振興費」、18節、負担金、補助及び交付金、2,219万7,000円の減額につきましては、資料に記載されております、負担金、交付金、また6つの補助金について、いずれも今年度の実績に基づき減額補正するものであります。なお、補助金事業のうち、産地パワーアップ事業、新規就農林者家賃補助金につきましては、該当がなかったため皆減するものであります。

138、139ページを御覧ください。

3目「農地費」、18節、負担金、補助及び交付金、13万円の減額は、県事業の実績額に基づき減額補正するものであります。

4目「農業集落排水費」、27節、繰出金につきましては、下水道事業会計の補正予算の中で説明をさせていただきます。

2項、2目「林業振興費」、12節、委託料、2,233万2,000円の減額は、あいち森と緑づくり事業委託と森林境界調査効率化事業委託については、いずれも今年度の事業費の確定により、実績額に基づき減額補正するものであります。森林整備等業務託とJ-クレジット導入調査業務委託については、事業実施準備が整わず皆減するものであります。

140ページ、141ページを御覧ください。

18節、負担金補助及び交付金につきましては、記載してあります3つの補助金のうち、狩猟免許取得支援事業補助金は今年度の事業費の確定により、その他の2つの補助金は該当する見込みが無かったため減額補正するものであります。

24節、積立金、1,544万4,000円につきましては、林業振興事業のうち当初森林環境譲与税を財源としていた事業費が減額確定されたことに伴い基金積み立てを行うものであります。

3目「林業事業費」、12節、委託料、75万円の減額は、林道測量試験業務委託が補助事業の中で実施できたことによる補正であります。

14節、工事請負費、100万円の減額は、林道改良工事の事業費が確定されたことに伴う減額補正であります。

6款商工費、1項、1目「商工総務費」、10節、需用費、115万2,000円及び12節、委託料、3,429万円は、プレミアム商品券事業関係であります。重点支援交付

金事業のうち、給付金事業とは別の物価高騰対策として行う、推奨事業メニュー枠の事業で行います。商品券2万枚、プレミアム率3割を予定しております。国費と県費を想定していますが、県費については決定が次年度のため、県費相当分はとりあえず一般財源で計上しております。

18節、負担金補助及び交付金、176万6,000円の減額は、創業支援事業申請見込みがなく、特産品開発事業及び販路拡大事業の事業が確定されたことに伴い減額補正するものであります。

2目「観光費」、12節、委託料、27万4,000円は、ボトル水製造業務委託の事業費が確定されたことに伴う減額補正であります。

142ページ、143ページを御覧ください。

4目「観光施設管理費」、12節、委託料、468万6,000円の減額は、先の議会全員協議会でさらの森整備事業について説明させていただいたところですが、この事業を進めていくなかで、保安林の解除が必要となりますが、整備に必要な国有林の購入に時間を要したため、保安林の解除作業を翌年度に見送ったため補正するものであります。

5目「道の駅管理費」、12節、委託料、88万4,000円の減額は、記載しております3つの委託料が、いずれも今年度の事業費の確定により、減額補正するものであります。

14節、工事請負費、53万5,000円は、道の駅したら物置移設工事の事業額の決定に伴い減額補正するものであります。

7款土木費、2項、1目「道路橋りょう総務費」、12節、100万円の減額は、道路台帳修正委託について、事業内容の精査及び事業費の額の確定に伴い減額する補正であります。

2目「道路維持費」、12節、委託料、412万円の減額は、廃棄物等処理委託について廃棄物対象物のPCB濃度が基準値を下回ったため安価で実施できたこと、橋りょう修繕設計業務委託については、事業完了に伴う精査により減額を行うものであります。また、14節、工事請負費、132万円の減額は、トンネル修繕工事の事業内容の精査及び事業費の額の確定に伴い減額する補正であります。

続いて、144ページ、145ページを御覧ください。

21節、補償、補填及び賠償金、59万4,000円の減額は、今年度は維持工事全般における事業精査の結果、電柱等の移転箇所など該当する工事案件が減少したため減額する補正であります。

3目「道路改築費」、12節、委託料、97万円の減額は、潰れ地用地登記委託について、今年度の登記事務を見送ったことにより減額するものであります。

21節、補償、補填及び賠償金、170万円の減額は、町道田峯東区田内線の改良工事において、事業延長の精査により移転補償の対象が減少したことに伴い減額する補正であります。

27節、繰出金、404万円の減額は、町道田峯東区田内線の改良工事の実施に伴い、簡易水道施設の水道管移設の延長が減少したことにより減額する補正であります。

3項、1目「河川総務費」、12節、委託料、68万9,000円の減額は、河川台帳作成業務委託について、事業費の確定に伴い減額する補正であります。



14節、工事請負費、550万円の減額は、河川維持工事、河川浚渫工事において、排土土量等、事業内容の精査及び事業費の額の確定に伴い減額する補正であります。

146、147ページを御覧ください。

4項、1目「住宅費」、14節、工事請負費、149万6,000円の減額は、町営住宅改修工事について事業費の確定に伴い減額する補正であります。

5項、1目「公共下水道費」、18節、負担金補助及び交付金、1,700万円の減額は、公共下水道加入分担金補助金について、今年度加入者の年度当初見込みより少なかったため減額補正するものであります。また、公共下水道接続促進補助金についても、同様に、今年度接続者の年度当初見込みより少ないため減額補正するものであります。

27節、繰出金、341万4,000円の減額につきましては、下水道事業会計のほうで説明させていただきます。

8款消防費、1項、1目「常備消防費」、10節、需用費、495万円は、繰越明許費で説明したとおり、新城消防署設楽分署屋上の防水シートの一部が経年劣化が原因で破損して修繕が必要のため補正をするものであります。

18節、負担金補助及び交付金、727万2,000円は、新城市消防本部広域消防事務負担金について、人事院勧告に伴う人件費の増額に伴い、設楽町関係職員分を補正要求するものであります。

148、149ページを御覧ください。

4目「災害対策費」、12節、委託料、14万2,000円の減額は、耐震診断費用として予算計上していましたが、当初想定していた申請件数を下回ったため減額補正するものであります。

18節、負担金、補助及び交付金、187万2,000円の減額は、記載の3件の補助金ですが、いずれも、当初想定していた申請件数を下回ったため減額補正するものであります。

9款教育費、1項、2目「事務局費」、10節、需用費、133万1,000円の減額は、郷土したらの副読本の印刷製本を翌年度に行う事となったため減額補正するものであります。

12節、委託料、60万円の減額は、郷土したらの副読本の製作に当たり、社会科教諭の努力により、事業費が減額できたことに伴い減額補正するものであります。

2項、1目「小学校管理費」、14節、工事請負費、594万4,000円は、田口小学校給排水管更新工事について事業費の確定に伴い減額する補正であります。

19節、扶助費、82万円の減額は、要、準要保護児童扶助及び特別支援教育就学奨励金については、国庫臨時交付金を活用し、年度内の給食費を無償化したことに伴い、減額補正をするものであります。

150ページ、151ページを御覧ください。

3項、1目「中学校管理費」については、財源更正する補正であります。

3項、2目「中学校振興費」、19節、扶助費、119万円は、小学校振興費同様の理由により減額する補正であります。

3目「中学生人材育成研修事業費」、12節、委託料、62万円の減額は、中学生人材育成研修事業委託について、事業費の確定に伴い減額する補正であります。

4項2目「社会教育推進費」、12節、委託料、35万円の減額は、はたちを祝うアトラクション委託について、事業費の確定に伴い減額する補正であります。

152、153ページを御覧ください。

3目「文化財費」、12節、委託料、51万7,000円の減額は、八橋ウバヒガン桜養生業務委託について、事業費の確定に伴い減額する補正であります。

4目「奥三河郷土館費」、12節、委託料100万4,000円の減額は、旧郷土館解体改修設計委託について、事業費の精査に伴い減額する補正であります。

5項、3目「学校給食調理場費」、12節、委託料、755万円の減額は、調理員派遣委託について、調理員不足の対応として2名の調理員の派遣費用を計上していましたが、実績により減額するものであります。

154、155ページを御覧ください。

10款、災害復旧費、1項、1目「農地災害復旧費」、及び、3目「林道災害復旧費」については、地方債の補正で説明したとおり、6月2日の大雨等による崩土除去等の修繕、重機借上料などについては、起債対象外として特別交付税を見込んでおりましたが、国から起債対象になる指摘を受け、財源更正を行う補正であります。

2項、1目「道路河川災害復旧費」についても、同様の理由で財源更正を行う補正であります。

続きまして、歳入について説明しますので、112、113ページを御覧ください。

1款、町税、1項、2目「法人」、2節、滞納繰越分、23万1,000円は、令和4年度の現年度課税分及び滞納繰越分の確定に伴い増額補正をするものであります。

7款、地方消費税交付金、1項、1目「地方消費税交付金」、1節、地方消費税交付金、466万4,000円の減額は、一般財源分及び社会保障財源分、それぞれの交付金について、愛知県より輸入額減少に伴い減額見込みの通知を受け減額する補正であります。

13款、分担金、及び負担金、2項、3目「衛生費負担金」、1節、斎苑費負担金、74万9,000円の減額は、歳出予算の減額補正に伴い、豊根村及び根羽村の負担金を減額する補正であります。

14款、使用料及び手数料、1項、6目「土木使用料」、1節、住宅使用料、142万円の減額は、特別住宅、特定公共賃貸住宅、農林業担い手支援住宅の入居状況の精査により使用料を減額する補正であります。

114、115ページを御覧ください。

15款、国庫支出金、1項、2目「衛生費国庫負担金」、1節、予防費負担金、4万9,000円は、新型コロナワクチン接種事業の確定、精査により減額する補正であります。

3目「災害復旧費国庫負担金」、1節、公共施設災害復旧費負担金、1,675万円の減額は、6月2日被災の町道名倉津具線の災害復旧事業について、事業の精査及び災害査定結果により、補助交付対象事業費が減少したことに伴い補正するものであります。

2項、1目「総務費国庫補助金」、1節、電子計算費補助金、404万8,000円の増額は、歳出で説明した振り仮名の仮登録に係る戸籍附票システム改修に伴い国庫補助を受ける補正であります。

2目「民生費国庫補助金」、2節、新型コロナウイルス感染症対策費補助金、4,332万2,000円は、記載の2つの交付金について国庫補助金を受ける補正ですが、1つ

は、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金として、6月に非課税世帯への3万円を給付した財源の追加の補正であります。

2つ目は、物価高騰対応重点支援地方交付金として、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策により、重点支援地方交付金をもって低所得者世帯への支援や定額減税施策が行われることに国庫補助を受ける補正であります。

3目「衛生費国庫補助金」、1節、予防費補助金、805万6,000円の減額は、歳出で説明した新型コロナウイルス感染症ワクチン接種体制確保事業に係る事業の精査に伴い減額する補正であります。

4目「土木費国庫補助金」、1節、道路維持費補助金128万7,000円の減額は、橋りょう修繕事業について、工法変更等、事業の精査により減額する補正であります。

116、117ページを御覧ください。

16款、県支出金、1項、1目「総務費県負担金」、1節、ダム対策費負担金、326万9,000円の減額は、設楽ダム建設に伴う水源地域整備事業について、県・下流市からの助成を受けるものですが、歳出で説明したきららの森事業及びダム湖周辺整備事業の事業の確定に伴い減額補正するものであります。

2項、4目「農林水産業費県補助金」、2節、農業振興費補助金、975万円の減額は、記載しています4つの補助金について、いずれも歳出で説明した今年度の事業額の確定に基づき減額補正するものであります。

7目「教育費補助金」、1節、事務局費補助金、212万円は、へき地児童生徒援助費補助金として、田峯小学校の学校統合に伴うスクールバスが、補助対象となったことに伴い増額補正するものであります。

118、119ページを御覧ください。

3項、3目「農林水産業費県委託金」、1節、林業振興委託金、782万5,000円の減額は、歳出で説明した、あいち森と緑づくり人工林整備事業候補地とりまとめ業務委託の事業量の確定に伴い減額補正するものであります。

19款、繰入金、1項、1目「特別会計繰入金」、1節、田口財産区特別繰入金、500万円の減額は、今年度、公共下水道施設利用のための接続者について、年度当初見込みより少なかったため減額補正するものであります。

2項、2目「財政調整基金繰入金」、1節、財政調整基金繰入金、2億9,524万2,000円の減額は、歳入歳出補正額の調整額で、歳出の大幅な減額補正に伴い減額補正するものであります。

3目「森づくり基金繰入金」、1節、森づくり基金繰入金、173万円の減額は、森林環境譲与税充当予定の事業費が減額となった事の精査に伴い補正するものであります。

11目「地域福祉基金繰入金」、1節、地域福祉基金繰入金、5,400万円は、歳出でも説明しましたが、令和6年度には国民健康保険運営基金が枯渇することが見込まれるため、地域福祉基金からの繰入れを行うため補正であります。

21款諸収入、4項、1目「助成金収入」は、1節、豊川水源基金助成金、902万円の減額は、小水力発電事業基本設計業務委託の事業費の確定に伴う減額補正をするものであります。

120ページ、121ページを御覧ください。2節、市町村振興協会交付金、211万円の減額は、2種類の宝くじがいずれも売上金額の確定に伴い協会からの交付額が減額されたことによる補正であります。

3目「給食事業収入」、2節、小学校給食費、3節、中学校給食費、及び、4節、特別支援学校給食費は、いずれも、4月から1月までの実績及び2月から3月までの見込みを精査した結果、減額補正するものであります。

22款町債、2項、1目「総務債」、1節、総務管理債、400万円は、地方債の補正で説明したとおり、若者住宅新築補助事業の事業費の確定により増額補正するものであります。

3項、1目「土木債」、1節、土木債、560万円の減額は、地方債の補正及び歳出で説明したとおり、河川維持工事、河川浚渫工事において、排出土量等、事業内容の精査及び事業費の額の確定に伴い減額する補正であります。

122、123ページを御覧ください。

6項、1目「災害復旧事業債」、1節、農林施設災害復旧債、及び、2節、公共施設災害復旧債は、地方債の補正で説明したとおり、6月2日の大雨等による崩土除去、重機借上料などについて財源更正を行う補正であります。

続きまして、国民健康保険特別会計に移ります。

議案第13号「令和5年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について説明しますので、159ページを御覧ください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,287万9,000円を追加し、予算総額を6億3,606万8,000円とするものであります。

それでは、歳出から説明しますので、補正予算に関する説明書170、171ページを御覧ください。

5款、保健事業費、1項、1目「特定健康診査等事業費」の補正は、12節、委託料、80万円の減額ですが、特定健康診査業務委託について、受診者が見込みより少なかったことにより減額補正するものであります。

2項、1目「疾病予防費」の補正は、12節、委託料、22万円の減額は、国保連合会事務委託については、国民健康保険データヘルス計画策定支援事務委託を発注しましたが、委託市町村数の増加により、委託単価が下がったことに伴い減額補正するものです。

18節、負担金補助及び交付金、10万円の減額は、人間ドック受診補助は、申込者が見込みより少なかったことによる減額補正であります。

8款、基金積立金、1項、1目「基金積立金」の補正は、24節、積立金、5,399万9,000円は、国民健康保険運営基金一般積立金について、詳しくは、先の議会全員協議会で説明したところですが、国民健康保険運営基金の残高が減少しているため、国民健康保険運営基金に積立を行う補正であります。

次に、歳入について説明しますので、168、169ページを御覧ください。

6款繰入金、1項、1目「一般会計繰入金」、10節、その他一般会計繰入金、5,400万円は、歳出説明したとおり、国民健康保険運営基金に積立を行うため繰入れを行う補正であります。

2項、1目基金繰入金、1節、基金繰入金、12万1,000円の減額は、歳入歳出の財源調整による減額補正であります。

7款繰越金、1項、1目「繰越金」、1節、前年度繰越金、100万円の減額は、今年度の実績を精査した結果、減額補正を行うものであります。

続いて、議案第14号「令和5年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第2号）」について説明しますので、173ページを御覧ください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ90万円を減額し、予算総額を8,526万6,000円とするものであります。

歳出から説明しますので、184、185ページを御覧ください。

1 款、総務費、1 項、1 目「一般管理費」、13 節、使用料賃借料、90 万円の減額は、在宅酸素を必要とする患者が当初予算見込みより少なかったため、減額する補正であります。

次に歳入について説明しますので、182、183ページを御覧ください。

4 款、繰入金、1 項、1 目「一般会計繰入金」、1 節、一般会計繰入金、90 万円の減額は、歳入歳出補正額の調整額を、繰入金として90万円減額補正するものであります。

続いて、議案第15号「令和5年度設楽町田口財産区特別会計補正予算（第1号）」について説明しますので、187ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ500万円を減額し、予算総額を579万5,000円とするものであります。歳出から説明しますので、198、199ページを御覧ください。

2 款、諸支出金、1 項、1 目「一般会計繰出金」、27 節、繰出金、500 万円の減額は、一般会計で公共下水道施設接続に伴う加入分担金について説明したとおり、今年度、公共下水道施設利用のための接続申込者については、年度当初見込みより少なかったため、一般会計への繰出を減額補正する補正であります。

続いて、歳入について説明しますので、196、197ページを御覧ください。

3 款、繰入金、1 項、1 目「財政調整基金繰入金」、1 節、財政調整基金繰入金、500 万円の減額は、歳出で説明した理由に併せて、一般会計への繰出財源としていた財政調整基金からの繰入れ減額補正するものであります。

（「議長さんどうしますか、12時になりますが続けますか」と呼ぶものあり）

議長 12時が迫っております。まだ、いくつか説明が残っておりますけれども。お諮りします。ここで一旦休憩をとりたいと思いますが、どうでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 よろしいですか。それでは、午後1時までを休憩としたいと思います。よろしくお願ひします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

議長 それでは、休憩に引き続き会議を始めます。

議案第16号からになると思いますが、説明をお願いいたします。

副町長 それでは、午前中に引き続きお願いいたします。

議案第16号「令和5年度設楽町簡易水道事業会計補正予算（第3号）」について説明しますので、資料の201ページを御覧ください。

今年度より、簡易水道、公共下水道、及び農業集落排水の3特別会計は、企業会計に移行したことによって、まだ皆さん、1年たちましたけれども、資料についてまだ見慣れないと思いますが、よろしくお願ひいたします。

まず、議案書の第1条は、総則であります。

第2条は、収益的収入及び支出についてであります。予算書第3条の本文を、「収益的収入及び支出の予算額は、次のとおり定める。なお、営業費用中、地方公営企業法の財務規定の適用に要する経費に充てるため、公営企業会計適用債を、4,400千円借り入れ、水道施設の解体撤去費、及び修繕費に充てるため、簡易水道運営基金、6,108千円を取り崩す」に改めるものであります。

第3条は、同じく、収益的収入及び支出についてです。

収入につきましては、1款、2項「営業外収入」として、6,180万3,000円の減額を、3項「特別利益」として1億5,749万9,000円増額を補正するものであります。支出につきましては、1款、1項「営業費用」として、1,238万7,000円の減額を補正するものです。

第4条は、資本的収入及び支出についてです。

予算第4条を「資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、250,000千円は、引継金250,000千円で補填するものとする」に改めるものであります。

第5条は、同じく資本的収入及び支出についてです。収入につきましては、1款、1項、分担金及び負担金として、154万4,000円の減額を、2項、他会計負担金として、8万円の減額を、3項、他会計補助金として、5,252万9,000円の減額を、6項、基金取崩収入として、4万8,000円の増額を補正するものであります。

202ページを御覧ください。支出につきましては、1款、1項、建設改良費として、54万8,000円の減額を補正するものです。

第6条は、企業債です。公営企業会計適用債限度額を、10万円の減額を補正するものです。

第7条は、他会計からの補助金であります。予算第9条中、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3億1,686万7,000円を、2億199万1,000円に改めるものであります。

203ページから210ページまでは、予算キャッシュ・フロー計算書などが添付してありますので御参照いただき、収益的収入及び支出の詳細内容について説明しますので、212ページ、213ページを御覧ください。

今回の補正は、事業完了に伴う年度末精査による減額補正がほとんどですが、その中で、金額の大きい事業を中心に説明をさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出の支出についてですが、1款、1項、1目「原水及び浄水費」、15節、委託料231万3,000円の減額は、記載してあります5つの委託がありますが、いずれも年度末精査により、減額補正するものであります。22節、動力費600万円の減額は、電気料が年度内料金の精査の結果、減額補正するものであります。

2目「配水及び給水費」、15節、委託料127万9,000円の減額は、2つの委託がありますが、いずれも年度末精査により、減額補正するものであります。

次に、収益的収入及び支出の収入についてですが、1款、水道事業収益、2項、1目「他会計負担金」、1節、他会計負担金54万4,000円は、総務省からの公営企業繰出通知に基づき算出した結果、増額補正するものであります。

2目、1節、他会計補助金、6,234万7,000円は、八橋地区の水道施設一般補償費を財源として一般会計からの繰出を押さえるため減額補正するものです。

3項、2目「その他特別利益」、1億5,749万9,000円は、同じく八橋地区の一般補償を国が再算定したところ、管路等の材料費が高騰したことや、耐用年数の考え方が30年から48年に見直されたことにより、補償費が増加しました。また、過年度諸費税還付金の営業外収益からの付替えも含めて増額補正するものであります。

次に、資本的収入及び支出の詳細内容については、214、215ページを御覧ください。

まず、資本的収入及び支出の支出についてですが、1款、1項、3目「固定資産購入費」、2節の機械及び装置固定資産購入費、54万8,000円の減額は、水道メーターの定期的な更新を行う事業ですが、事業完了による年度末精査により補正するものであります。

次に、資本的収入及び支出の収入についてですが、1款、1項、1目、1節、工事負担金、440万4,000円は、導水管布設工事の入札結果を反映させた補償額として減額補正するものです。

2目「加入分担金」、1節、加入分担金、286万円は、グループハウス名倉——介護施設ですが、ここの従業員アパートでの11件の新規加入による増額補正であります。

3項、1節、他会計補助金、5,252万9,000円は、先ほどの収益的収入と同様に、八橋地区の水道施設一般補償費を財源として、一般会計からの繰出しを抑えるため減額の補正をするものであります。

続いて、議案第17号「令和5年度設楽町下水道事業会計補正予算（第3号）」について説明しますので、217ページを御覧ください。

まず、議案書の第1条は、総則です。

第2条は、業務の予定量についてです。予算第2条第4項を、(4)主な建設改良事業、管渠建設改良費を、「359,220千円」、処理場建設改良費を、「152,586千円」に改めるものであります。

第3条は、収益的収入及び支出についてです。予算第3条を「収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中、地方公営企業法の財務規定の適用に要する経費に充てるため、公営企業会計適用債、6,100千円を借り入れる」に改めるものであります。

第4条は、同じく、特例的収入及び支出についてです。収入につきましては、1款、2項、営業外収益として、1,842万8,000円の減額を、3項、特別利益として、151万9,000円の増額を補正するものです。支出につきましては、1款、1項、営業費用として、1,599万8,000円の減額を補正するものであります。

第5条は、資本的収入及び支出です。予算第4条を「資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額64,766千円は、引継金64,766千円で補てんするものとする)」ということであります。

218ページを御覧ください。第6条は、同じく資本的収入及び支出についてです。収入につきましては、1款、1項、分担金及び負担金として、330万円の減額を、2項、他会計負担金として、432万1,000円の増額を、3項、他会計補助金として、920万円の減額を補正するものであります。支出につきましては、1款、1項、建設改良費として、178万円の減額を補正するものであります。

第7条は、企業債です。公営企業会計適用債限度額を、10万円減額を補正するものです。第8条は、他会計からの補助金であります。予算第9条中、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、「374,093千円」を、「358,195千円」に改めるものであります。他会計からの補助金については、「370,370千円」を、「370,093千円」に改めるものであります。

219ページから226ページまでは、簡易水道同様に予算キャッシュ・フロー計算書などが添付してありますので、御参照いただきたいと思います。

次に、収益的収入及び支出の詳細内容について、228、229ページを御覧ください。

今回の補正は、簡易水道事業会計同様に、事業完了に伴う年度末精査による減額補正がほとんどですが、その中で金額の大きい事業を中心に説明をさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出の支出についてですが、1款、1項、1目「管渠費」、15節、委託料、650万円の減額は、農業集落排水処理事業の津具地区不明水調査委託について、総合交付金の計画策定の基礎資料とするため実施を予定しておりましたが、しかし、関係機関との協議の結果、本調査は必須ではないことが判明し、また、次期交付金による管路補修が完了してから調査を行ったほうが事業効果を正確に評価できると判断し、今年度この事業を見合わせたため減額補正するものであります。

2目、16節手数料、200万円の減額は、田口地区の下水の汚泥処理費が、年度当初の予測より汚泥量が予測を下回ったため、年度末精査により減額補正するものであります。

次に、収益的収入及び支出の収入についてですが、1款、2項、1目「他会計負担金」、1節、他会計負担金、179万1,000円は、総務省からの公営企業繰出通知に基づき算出した結果、増額補正するものであります。

2目、1節、他会計補助金、2,021万9,000円の減額は、年度末精査による補正であります。

3項、2目、1節、その他特別利益、151万9,000円は、消費税の還付金の確定により増額補正するものであります。

次に、資本的収入及び支出について説明しますので、230ページ、231ページを御覧ください。

まず、資本的収入及び支出の支出についてですが、1款、1項、2目、1節、修繕費、100万円の減額は、農業集落排水事業修繕費について、年度末精査により減額補正するものです。

次に、資本的収入及び支出の収入についてですが、1款、1項、1目、1節、加入者分担金、330万円の減額は、田口地区公共下水道施設への加入者数が年度当初予測よりも少なかったため減額補正するものであります。

2項、2目、1節、他会計補助金、432万1,000円は、加入分担金の歳入不足や建設改良費に係る財源調整により、補正をするものであります。

3項、1目、1節、公共下水道事業費補助金、920万円の減額は、社会資本整備総合交付金が内示割れとなったため、減額の補正をするものであります。

以上で、今回6件の補正予算の説明はすべて終わります。よろしく願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑、討論、採決は1件ごとに行います。

はじめに、議案第12号「令和5年度設楽町一般会計補正予算（第6号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

5七原 今ページをめくっておりますので。どこだったかな、あった。104ページのところの繰越明許費のところですかね、1点確認させていただきます。

やすらぎの里改修工事1億3,116万4,000円。これというのは先日も説明がありました追加分の600万ぐらいの分と合わせてだと思っておりますけども、内容としてはこの前の説明のとおり、電気設備工事の一部が残っているのと、この追加の部分があるだけで、金額がこれだけのしているのは完了払いということで残っている



部分があるというだけで、工事のほうとしては、ほぼほぼ終わっているという、  
こういう理解でよろしいでしょうか。

町民課長 工事のほうは今、予定どおり終わる予定です。ただ、電線が入らない分の  
工事だけは、後に残るということになります。それ以外は予定どおり終了とな  
っております。

議長 ほかにありますか。

6 金田(敏) 137ページ、産業課のところでお聞きします。

産業課の一番下のところ、137ページの5款1項2目、補助金のところ。産  
地パワーアップ事業とか、その下の新規就農者等家賃補助金、そのあとの補助金  
の農林水産業振興対策事業補助金ですけれども、先ほどの説明だと、令和5年度は  
ほとんどゼロだったからそのまま満額、減額になっておりますという説明だった  
のですが、それで、間違いはないですね。

産業課長 産地パワーアップのほうは、当初計上させていただきましたが、4月に入  
りまして、不採択という結果がございましたので、全額減額とさせていただきました。  
新規就農者、家賃補助につきましては、36万計上しております。3万円  
は、万が一というような形でちょっと残させていただきました。

以上です。

議長 ほかにありますか。

4 原田(直) 131ページのところです。社会福祉費です。社会福祉協議会の補助金だ  
とか、したら居宅介護支援事業所運営費補助金、さっきの説明だと、人件費分の  
補正だというのはお話だったというふうに思います。で、私が12月補正のときに委  
員会の中で、期末手当がアップされたので、社会福祉協議会の分は補正しなくて  
も大丈夫なんですか、と言ったら、町民課長は予算の中でできるので大丈夫です  
というお答えを頂いたように私は理解していますし、今、議事録見たらそういう  
ふうに答えられている記録があります。何で今回こうやって形が出てきたのか。  
答弁が違っているのではないかなというふうに思うのですが、その辺どうい  
うことなのかをお伺いしたいと思います。

それからもう1点。153ページ、調理員の派遣委託です。755万減額になってい  
ます。当初予算1,400万ちょっとあったというふうに理解して、多分2人分という  
ような説明を受けたというふうに思います。これだと、1人分だけだよというこ  
とだというふうに理解するのですが、なぜ1人分でもよくなったのか、その辺の  
詳しい説明をいただきたいというふうに思います。

以上です。

町民課長 人件費分についてですけれど、12月の時点ではそのようにお答えはいたし  
ました。介護報酬やなんかが少なくなったというところもありますので、今回ち  
よっと補正で上げさせてもらったというところです。

教育課長 調理員の派遣委託、今おっしゃられたとおり2人分の予算を頂きました。  
2人分を対応しないと状況が厳しいよということで頂いた予算ではあります。  
で、その予算を頂いて、委託業者のほうに2人分ということで話をずっとしてお  
りましたが、簡単に申し上げますと、募集をしても1人しかいなかったというこ  
とになります。広くチラシを投げさせていただいたり、業者の様々な手段で募集を  
かけたのですが、どうしても手を挙げられる方がいなかったと。1人みえたので、  
その方を審査をして入っていただいて、その分は何とか対応していただいたので  
すが、その1人が入った以降もずっと募集を続けていただいたのですけれど

も、それがなされなかったというところがあります。で、その1人分は臨時のヘルプの方々とかのやりくりなどで何とか対応させていただいたというところがあります。

4 原田(直) したら居宅介護支援事業所運営補助金の部分なのですが、これほとんど人件費だと思うんですよ。社協でお金が入ってくる、事業収入で入ってくる分はほとんどないというふうに理解をするのですが、今の町民課長の説明だとちょっと意味が通じてこないんじゃないかなというふうに理解します。私は別に町民課長を責めるとかそういうことじゃなくて、社協が自分のところでお金欲しいのだったら、ちゃんとお金を欲しいと12月の時点で受けるべきものだと。そんなもの、おまえのところ要らないって言っているなら蹴ってもいいんじゃないかという、そのくらいの気概で査定をやっていたらいいと思うのですが、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

町民課長 議員のおっしゃることももっともだと思います。12月の時点では確かに社協のほうにも確認をしたのですが、そういった声が上がってこなかったのですが、今後、社協が再度確認をする中で、社協がそういうふうに一旦言うのだったら、それはそれで、あなた方、何とかしなさいよという、それくらいの気持ちでいきたいと思います。

4 原田(直) 自己責任という部分も多分にありますので、その辺の気概を持ってやっていただけるといいかなと思います。

それからもう1件、さっき1人しか募集がなくてほかの人で回したよというお話だったのですが、それはそれで仕方がないかなと思うのですが、その人たちの部分のお金というのは、これ補正予算に出てきていないのですけど、どういう形で回されているのかだけは確認したいと思います。いかがなんでしょうか。

教育課長 予算につきましては、当初の枠の中で対応ができた。ある程度の余裕も頂いていたというところもありますけれども、予算的にはその中でやらせていただいたというところがあります。

議長 ほかにありますか。

8 田中 まず、129ページの小水力発電事業基本設計業務委託ですが、予算と実際にかかったお金が902万円食い違うのですが、これはどうしてこんなに食い違うのでしょうか。

それから次に、135ページ、がん検診委託と帯状疱疹予防接種委託が大きな減額になって、決算みたいな質疑になるのですが、改善策、どんなふうに今考えてみるのか。決算だよ、これ。

次、137ページ、北設広域事務組合負担金、1,200万円の減額補正なのですが、もう少し詳細を、教えてください。

それから、139ページ、林業振興費の、会計年度任用職員、85万2,000円が、減になっておりますが、この詳細をもう少し詳しくお聞きします。

次に、141ページのプレミアム付商品券関連事務委託ですが、この事業の詳細につきましても、今までどおりなのか、それとももう新規にいろんなものを盛り込むことを予定しているのか、お尋ねをします。

それから最後ですが、147ページ、かなり、公共下水道加入分担金の話なのですが、これらが減額補正なのですが、事業が遅れているということもあるかと思うのですが、加入者が予想よりかなり少なくなっているのではないかと思うのですが、そこら辺の現状についてはどんなふうでしょうか。

以上、お尋ねします。

企画ダム対策課長 それでは、129ページの小水力発電基本設計業務委託の902万円の減額について御説明いたします。

当初2,300万ほどの当初予算を予定しておりましたが、入札により902万円の減が生じたということで、入札残による減額でございます。

以上です。

保健福祉センター所長 がん検診委託と帯状疱疹予防接種委託、この減額の理由といったところだと思いますが。それへの対策なのですけども、がん検診については単価で委託をかけているのですけども、担当のほうでは、保健センターで目標設定をして募集等を心がけているのですが、ちょっとそれが達しなかったと。この後の予算説明でも申し上げますが、具体的な策となると、それぞれの価値観もある、考え方もございますし、特にコロナ禍でなかなか健診が控えめになったということもありまして、そこら辺の影響もあったのかなというふうに踏んでおります。

帯状疱疹については、この周辺では先駆け的に手がけたのですけども、やはりコロナのワクチン接種と重なったせいもありまして、思ったほど伸びておりません。その辺り、少し来年度は規模縮小をしますけども、いろんな場でもがん健診、帯状疱疹、いずれも、PRを徹底しまして接種される方、研修を受けられる方を増やしていきたいと考えております。

以上です。

生活課長 最初に、137ページの広域事務組合負担金の詳細でございますが、1つは電気料と燃料費の見込みが当初よりも下回ったということで、その減額と。あと、北設広域事務組合が導入しました機器性能維持工事の入札残による減額が主なものでございます。

次に、ちょっと飛びますが、147ページの下水の加入分担金の現状ということで。今年の4月1日現在で供用開始した人数が約500人、その時点の加入者が約240人でございます。今年、100件の、その倍の200人分の加入を見込んだのですが、ちょっと加入していただく数が少なくなりまして、今の現状だと、約50件加入していただける見込みですので、その50件分を減額させていただいたということでございます。

以上です。

産業課長 まず最初に、林業振興費の会計年度任用職員の件ですが、森林経営管理制度の円滑な実施のため、町内の森林、林業の、ある程度熟知した県職員のOBや森林組合のOBの方を計画し、想定して計上しておりましたが、本年度につきましては該当者がちょっと見つからなかったということが現状であります。来年度につきましても、同様、任用職員の計上させていただきまして、一応目星はついたような今状態で、来年度からは森林経営管理制度に少しは進んでいくんじゃないかなと思っております。

次に、プレミアム商品券につきましてもですが、同様のプレミアム商品券です。2万冊の3割増しという形で、5,000円の券が、5,000円で6,500円分というような形を計画しております。あとは、販売所は各商工会と今のところ産業課ということで今調整しておりまして、8月1日からの販売という予定で今考えております。

以上です。

8 田中 先ほどの御答弁で、2点ほどに共通しておったのですけれども、予定価格があって入札したら低くなったと。つまり、それで減額になったというお話があったのですが、先般以来、土木工事だとか建築工事で、要するにコンサルに頼んで予定価格を出してもらって、それで入札にかけるというシステムがあって、それでいろいろ問題になったのですけども。先ほどの小水力ですとか、それから、もう一個なんでしたっけ。2つほどあったのですけど。それもやっぱりコンサルにお願いして予定価格を立てるのでしょうか。それとも職員が予定価格を立てて、それで入札かけるのでしょうか。

企画ダム対策課長 小水力発電につきましては、設計の専門知識を持った城戸専門官というのが企画ダム対策課にいますので、当の御本人が積算をしておりますので、委託は行っておりません。

議長 ほかにありますか。

3 原田(純) 151ページですが、要・準要保護児童扶助、特別支援教育就学奨励費というのが、小学校、中学校とありますが、この減額部分の中身を教えてくださいたいのですが。

教育課長 これは給食費に係るものであります。臨時交付金によりまして給食費が無償化されましたので、その分の対象等から外れたという、それによる減額であります。

議長 ほかにありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第12号を採決します。採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長 議案第13号「令和5年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

8 田中 169ページで一般会計繰入金がありまして、説明の中で、その他一般会計の繰入金が5,400万円となっております。歳出の171ページは、国民健康保険運営基金一般積立金5,399万9,000円となっております。これは、その他一般会計から繰り入れて、国保運営基金の積立金に回して、その国保運営基金でもって保険料を抑制するというふうな予定でおるかと思うのですが、これ私がかねがね言ってきたように、一般会計からの繰入れによって保険料の増大を防いでくださいというふうに言ってきたのですが、そういうことを実現をしていただくといいのでしょうか。

町民課長 結果的には一般会計から入れるということになるのですが、大本は福祉基金という基金がございまして、そちらのほうから、本来でしたら福祉基金から直接その国保の基金のほうに入れればいいのですけど、一般会計を通さないと入れられないというものになっていきますので、一旦、一般会計に福祉基金のほうのお

金を入れて、それから国保の特別会計に入れて、そこから国保の基金に積むという、そういう流れとなっております。

議長 ほかにありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第13号を採決します。採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

議長 議案第14号「令和5年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第2号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第14号を採決します。採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

議長 議案第15号「令和5年度設楽町田口財産区特別会計補正予算(第1号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第15号を採決します。採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

議長 議案第16号「令和5年度設楽町簡易水道事業会計補正予算(第3号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

4 原田(直) 先ほど、工事請負契約の締結の議決をしたわけですけれども、工期の話が出てこなかったのですね。どう見ても3月末までに終わらない

というふうに理解するのですが、そうした場合の計上の仕方というのは、一般会計だと繰越明許費という形なり、というふうなことで出てくるのですが、これ今一生懸命見ているのですが、そういうものが出てこないのですが、どういう形で計上されるのか、教えていただきたいと思います。

生活課長 はい、全員協議会で説明させていただきました繰越しという形で、取水の工事につきましては、お願いしたいと思っております。

以上です。

議長 すみません、どのように処理をしているかということですね。

生活課長 はい、今の段階では、公営企業会計は資産が異動したときに支払いが発生しまして、今、資産が移動するというのは、物ができて完了検査して受渡したときになるのですが、そういう意味で来年度になって出来あがったときに初めて移動することになりまして、今の段階ではまだ未払品としての扱いでございます。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。それでは、ほかにありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第16号を採決します。採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第16号は原案のとおり可決されました。

議長 議案第17号「令和5年度設楽町下水道事業会計補正予算(第3号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

6 金田(敏) 231ページのところで、加入者分担金のところでお聞きしますが、加入者が大幅に、予想以上に少なかったと言われることで330万減になっておりますが、どのくらい少なかったのか。数字がもし分かれば教えていただきたいのですが。

生活課長 加入者分担金ですが、1件当たり22万円ですので、330万割る22で15件でございます。

議長 ほかにありますか。

(なし)

議長 よろしいでしょうか。それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第17号を採決します。採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第17号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第28、議案第18号「令和6年度設楽町一般会計予算」から日程第38、議案第28号「令和6年度設楽町下水道事業会計予算」までの11議案を、一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第18号から議案第28号までについて、11議案を一括して説明させていただきます。

令和6年度一般会計予算及び8特別会計予算、並びに2企業会計予算につきましては、先ほど町長から施政方針の中で、第2次総合計画の6つの行動指針に基づき、当初予算の概要、主な事務事業について申し上げたところであります。

また、予算の詳細内容につきましては、このあと設置される予定の予算特別委員会において、担当課長からそれぞれ詳しく説明するとともに、当初予算の概要に重点かつ詳細な事務事業を記載しておりますので、私からは議案についての説明とさせていただきます。

始めに、議案第18号「令和6年度設楽町一般会計予算」について説明します。233ページを御覧ください。

一般会計歳入歳出予算総額は59億4,805万円で、前年度比1億672万6,000円、1.8%の減であります。

第2条の地方債は、240、241ページの第2表に記載する辺地対策事業債2件、過疎対策事業債36件、緊急浚渫推進事業債1件、緊急防災、減災事業債1件及び地方交付税代替としての臨時財政対策債1件、合計41件、5億780万円を計上しております。

第3条の一時借入金は、借入の最高額を5億円と規定しています。

第4条は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に過不足が生じた場合は、同一款内における各項間の流用について規定するものであります。

なお、特別会計においても同様であります。

令和6年度の大型事業といたしましては、小水力発電事業の実施設計業務委託に約5,200万円を計上しています。また、令和7年度に予定している学校給食センター建設工事の実施設計として、約2,600万円を計上しております。

その他は、町道維持修繕工事として9,000万円、消防ポンプ車の購入費として約3,000万円、更に、デジタルトランスフォーメーション——DXのことですが、推進に係る職員研修として660万円などを計上しています。

引き続き、議案第19号「令和6年度設楽町国民健康保険特別会計予算」について説明しますので、243ページを御覧ください。

歳入歳出予算総額は、6億743万6,000円で、前年度比2,932万6,000円、5.1%の増であります。

第2条の一時借入金は、借入の最高額を2,500万円と規定しています。愛知県事業納付金が増加したことにより増額となりました。

引き続き、議案第20号「令和6年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算」について説明します。247ページを御覧ください。

歳入歳出予算総額は、2億2,317万7,000円で、前年度比1,018万7,000円、4.8%の増であります。

第2条の一時借入金は、借入の最高額を2,000万円と規定しています。引き続き、愛知県後期高齢者医療広域連合と連携し、安定した保険運営に努めるものであります。

引き続きまして、議案第21号「令和6年度設楽町町営バス特別会計予算」について説明します。251ページを御覧ください。

歳入歳出予算総額は、5,948万1,000円で、前年度比1,530万1,000円、34.6%の増であります。町営稲武線のバス購入事業により増額となりました。運営につきましては、宇連長江線が予約バスに切り替わっているところであります。

引き続き、議案第22号「令和6年度設楽町つぐ診療所特別会計予算」について説明しますので255ページを御覧ください。

歳入歳出予算総額は、8,407万4,000円で、前年度比666万8,000円、7.3%の減であります。引き続き、週5日の診療を実施していくことのほかに、月に1回整形外科医の診療、週に1回の理学療法士によるリハビリ事業を行い、的確な医療サービスを提供していくものであります。

続いて、259ページからの議案第23号「令和6年度設楽町田口財産区特別会計」から、議案第26号「令和6年度設楽町津具財産区特別会計予算」までにつきましては、総額1,442万7,000円となり、年度比208万5,000円、12.6%の減であります。

以上、8つの特別会計歳入歳出予算総額は、9億8,859万5,000円であります。

続いて、議案第27号「令和6年度設楽町簡易水道事業会計予算」について説明しますので、275、276ページを御覧ください。

収益的支出予算額4億8,785万2,000円と、資本的支出予算額5億7,083万3,000円の合計額は、10億5,868万5,000円であります。前年度比、8,523万5,000円、7.5%の減であります。主な要因としましては、前年度に予算計上していた簡易水道運営基金積立金、1億4,000万円の減額によるものです。

令和6年度も引き続き、田口地区の公共下水道管渠工事の進捗に合わせて、耐震性のある水道管の更新の施工を実施すると共に、設楽ダム建設事業に関連する導水管移設工事を進めてまいります。そして、特別会計時同様の目的である、安全で安定した水道水を提供できるよう、引き続き維持管理に努めてまいります。

続いて、議案第28号「令和6年度設楽町下水道事業会計予算」について説明しますので、279、280ページを御覧ください。

収益的支出予算額3億5,659万8,000円と、資本的支出予算額7億2,496万6,000円の合計額は、10億8,156万4,000円であります。前年度比、1億7,679万1,000円、19.5%の増であります。主な要因といたしましては、田口地区で施工中の特定環境保全公共下水道事業における、管渠布設工事予定額の増額によるものであります。

公共下水道事業につきましては、引き続き、令和6年度につきましても、田口地区の管渠工事を進めるとともに、宅内工事の推進を図り、更なる加入率の向上に努めてまいります。

また、農業集落排水事業につきましては、農業集落排水事業最適整備構想5か年計画に基づき、引き続き、愛知県の協力を得て、機能強化等のために名倉地区の更新事業を進めてまいります。

そして、両事業とも、特別会計時同様の目的である、快適な生活環境の整備、公共水域の保全などに努めるため、引き続き維持管理を行ってまいります。

以上、2つの公営企業会計の予算額は、21億4,024万9,000円であります。



そして、令和6年度は、設楽町簡易水道事業会計及び設楽町下水道事業会計が公営企業会計に移行して2年目となりますが、まだ、慣れない事務処理もありますが、誤りの無いように細心の注意を払い、進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案の説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第18号から議案第28号までの11議案については、慎重審査の必要があると認められますので、議長を除く9名で構成する予算特別委員会を設置して審査したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、議案第18号から議案第28号までの11議案については、9名による予算特別委員会を設置し、付託して審査することに決定しました。

お諮りします。予算特別委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、村松一徳君、村松純次君、原田純子君、原田直幸君、七原剛君、金田敏行君、山口伸彦君、田中邦利君、今泉吉人君を指名したいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

予算特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。予算特別委員会の方は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長の選任を行い、その結果を報告願います。

お諮りします。ここで、暫時休憩することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩します。

休憩 午後1時55分

再開 午後2時05分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長の互選について報告がありました。

委員長に、9番今泉吉人君。副委員長に、4番原田直幸君が選任されましたので御承知おきください。

なお、予算特別委員会は、本日、定例会終了後に予算の説明、3月18日午前9時から総務建設委員会所管の質疑、3月21日午前9時から文教厚生委員会所管の質疑、質疑終了後に採決です。よろしくお願いします。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。本日はこれで散会といたします。お疲れさまでした。

散会 午後2時06分